

備後国太田荘政所寺院の興亡

— 今高野山の歴史・住侶・文化財 —

蔵橋 純海夫

- はじめに
- 一 政所寺院「今高野山」の誕生とその興亡
 - 二 今高野山の住侶
 - 三 今高野山の文化財について

論文要旨

備後国太田荘は、永万二年（一一六六）平清盛の子重衡によって後白河法皇に寄進され院領荘園となった。その後平氏滅亡により、同荘は文治二年（一一八六）後白河法皇から高野山根本大塔領へ寄進され、以後室町時代に至るまで高野山領荘園の一として続いた。高野山施入当時の荘田面積は、約六一三町歩年貢米一八三石余を出す大きな荘園であった。

さて、紀州高野山には、備後太田荘に係わる当時の文献資料が多数伝えられており、一九〇〇年代の初め頃から今日にかけて、荘園経営や文化財等に係わる論考が諸賢によって多数発表されてきている。しかしながら、太田荘の政所寺院としての性格をもつ今高野山についての研究は、一部の文化財や天然記念物等に係わってあるのみで皆無に等しい。

そこで本稿は、広島県史跡「今高野山」の興亡の歴史と住侶及び文化財等についての概観をまとめたものであるが、今高野山に関する在地の中世資料は度

重なる災禍によって消滅し、勢いその解明は高野山文書や寺外に伝わる文書及び寺内に伝わる文化財等に僅かに記された刻銘や墨書、後代に書き記された寺の縁起などによってしか手がかりがつかめないため深く追求していない。

本報告は初めに今高野山の誕生と興亡の歴史を辿り、ついで住侶についての考察、文化財の概観について述べ、終わりに今高野山の歴史年表、歴代住職一覧表、その他今高野山に伝わる古記録等を資料として収録したものである。

はじめに

備後国太田荘については、国立歴史民俗博物館故田中稔教授を中心に、昭和五十六年度から昭和六十一年度にかけて共同研究「中世荘園遺構の調査ならびに記録保存法」の研究会(十九人)によって、これまでに第九集共同研究「中世荘園の現地調査——太田荘の石造遺物」及び第二八集、共同研究「中世荘園遺構の調査ならびに記録保存法——備後国太田荘——」として報告書が刊行されている。

太田荘は、広島県世羅郡の甲山町、世羅町及び世羅西町の一部にまたがる荘園で北部は甲奴郡上下町・甲奴町・双三郡吉舎町の一部を含む広大な荘園であった。

太田荘は、文治二年(一一八六)後白河法皇から、紀州高野山根本大塔領として寄進され⁽¹⁾、以後室町時代に至るまで、高野山領荘園の一として、作田約六百町歩に余る広大な荘園であった⁽²⁾。高野山は、当時荘園を維持管理していくために、いわば政所としての性格を併せ持つ寺院兼役所たる「今高野山」を当地に建立し、以来時代の流れと共に興亡を繰り返してきたのであった。

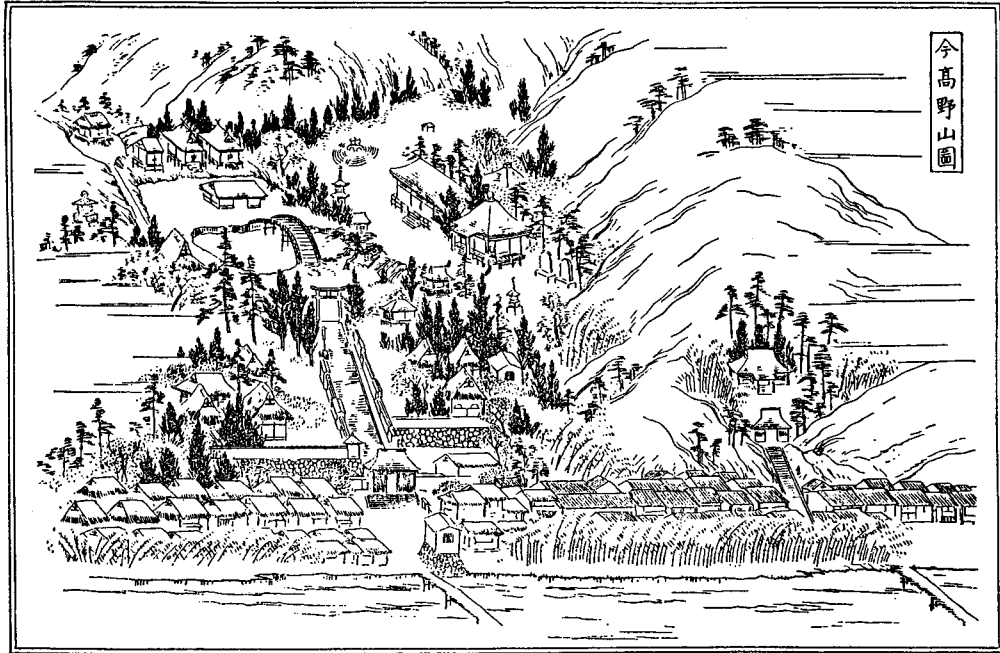
太田荘に関しては高野山文書をはじめとする多数の古文書が存在しているが、残念なことにはわば政所寺院に係わる古文書は皆無に等しい。しかしながら、広島県史跡に指定された今高野山には、江戸時代中期に再建された観音堂、御影堂を中心に堂宇が建ち並び、総門から北に一直

線に伸びた参道の両側には十二院の遺構を物語る苔むした石垣が往時の繁栄を偲ばせてくれる。

今高野山は、寺の縁起では弘仁十三年(八二二)弘法大師の開基と伝え⁽³⁾ており、伝承にふさわしく平安初期の制作に係わる本尊十一面観菩薩立像二体があり寺暦の古さを物語っている。

太田荘は、元々は在地の豪族橘氏によって開発された荘園といわれているが、久安二年(一一四六)橘氏から平重衡に寄進され、永万二年(一一六六)には重衡から、後白河法皇に寄進され、四至打勝示、立券荘号がなされた。その後文治二年(一一八六)後白河法皇により、紀州高野山根本大塔領として寄進された経緯をたどっている。

太田荘が紀州高野山領となって以降、広大な荘園の維持管理及び荘園からの年貢の徴収、年貢を紀州へ送達のための政所、更に真言宗の教化の拠点としての寺院経営が企図され、現在地の甲山町甲山に、紀州高野山を模して新しい高野山としての「今高野山」が建立されたのであった。本稿は、表題のごとく政所寺院としての今高野山の編年と住侶及び文化財についてまとめようとするものであるが、寺院や住侶に関する資料が乏しく、興亡の歴史はほとんど伝承に頼らざるを得ない。今高野山に関する古文書は、今高野山の各寺院に所蔵されていたと思われるが、度重なる火災によって江戸時代の一部のものを除いてその全てが焼失してしまつたものと思われる。そこで今から政所寺院の興亡をたどるには、太田荘の経営に係わる高野山文書や山内首藤文書、毛利家文書、尾道浄土寺文書等の中に僅かに記載されている断片や今高野山に残る文化財、



今高野山図 (『藝藩通志卷百四十二』より)

考古学的資料等から当時を推定せざるを得ない。従って、後出の歴史年表及び住侶の一覧表も推定の域を出ないものもあり、今後新資料の発見や考古学的な発掘調査等によらなければ解明には困難が伴う。

註

- (1) 寶簡集一 後白河院庁下文
- (2) 寶簡集八 鏝阿置文
- (3) 今高野山縁起(末尾掲載)

一 政所寺院「今高野山」の誕生とその興亡

(一) 今高野山の誕生

後白河法皇より絶大な信任を受け、備後国太田荘の寄進を受けた高野山主鏝阿は、平家の霊を弔う長日不断両界大供養を営むため、法要の厳修と財源確保のための荘園経営は、法皇に対する謝恩の至上の課題であった。鏝阿が政所寺院としての今高野山創設のために現地に来たことには疑問があるが、最初の八年間は太田荘に住み込んで経営に全力を傾注したともいう。

政所寺院は、役所としての性格と教化の道場としての性格を併せ持つものであり、その立地は通例の密教道場の如く深山幽谷に求めず、荘民が近寄れ荘地が一望できる太田方・桑原方の扇の要の地で山頂に光明岩の奇岩を有する俗称城山の北麓に定めた。

寺の草創の基地は今高野山縁起等から推測するに、城山西方の東神崎字御庵の旧来から存在していた庵室(遍照寺)に置いたと思われる。そして文治二年(一一八六)高野山領となって程とおからぬ時期に、まず城山北麓の現在地に高野山の産土神である丹生・高野明神を勧請して守護神として祀り、観音堂、御影堂を中心に七堂伽藍が次々と整えられ、高野山の宗教的權威を頼りに荘民支配を容易にするための拠点としての今高野山が建立されたと思われる。とにかく、高野山としては現地に役所としての性格と教化の道場としての寺院がなくては荘園の経営は困難であったと思うからである。

高野山としては、僧鏝阿を中心として太田荘の経営計画が相談され、建久元年(一一九〇)僧鏝阿置文「太田御庄両郷作田公事勤否次第事」の中に「……一、預所。下向問雜事、落付三日厨、其後供給料凡所當田一段別白米一升五合乃米五合於件段別供給米者、下向毎度所役也……」の記載があり、預所の下向が窺われる。また、建久七年(一一九六)には太田荘の地頭として当時鎌倉幕府の要職にあった三善康信が任ぜられており、高野山としては、地頭に対抗する上からも政所寺院の体制を早急に強化せざるを得なくなった。この年、高野山の検校以下、供僧上臈四人が太田荘の莊務を分行することになった。⁽¹⁾

建永元年(一二〇六)にも、鏝阿が太田荘の莊務を高野山大塔の供僧に命じている。⁽²⁾ 建永二年(一二〇七)には、「僧鏝阿一期の後は高野山供僧をして太田荘を沙汰させる」こととなり、⁽³⁾ 承元二年(一二〇八)にはこのことが実行に移される。⁽⁴⁾ 承久三年(一二二一)には、太田荘預所

職を高野山検校以下、三和尚に安堵している。⁽⁵⁾

(二) 今高野山の繁栄

さて当時の記録の中に「今高野」の存在が文書によって確かめられるのは、嘉禎二年(一二三六)の「太田莊山中四郷在家目六」の中にある「今高野供僧一字」と「今高野御子一字」の記録である。⁽⁶⁾ 今高野供僧の記録は、その頃今野山があり、僧侶が居住していたことを表しており、また今高野御子の記録は、当時今高野山一山の守護神としての今高野社が鎮座していたことを物語っている。

次に正安三年(一二三〇)の「桑原方領家地頭和与状」に、荘内社寺として、「今高野社」(現在丹生神社)、「赤屋報恩寺」(観音堂があり本尊十一面観音と聖観音、いずれも国重文)、「世良彦社」(現在世良八幡神社で大治二年(一二二七)の扁額、神像、棟札及び正平年号入の狛犬等がある)、「願成寺」(現下津屋十二坊の総称か)等の記載があり、高野山境内の丹生神社(高野明神・丹生明神を一つにして呼んでいる)には、鎌倉時代の男女形の神像二体及び獅子頭一对(国重文)が残されている。⁽⁷⁾ 鎌倉時代後期頃には、観音堂、御影堂、護摩堂を中心に境内を形成し、愛染院龍華寺が御影堂守護として、また堅固院金剛寺が観音堂守護の塔頭寺院として境内の奥に配置され、下方の参道脇に十の子院(一乗・大乘・普門・成道・西福・安楽・円満・福智・延寿・智泉院)が建立されていたと思われるが、⁽⁸⁾ 現在は安楽院(室町時代の建築、県重文)と福智院(江戸時代末期の建築)の二院を残すのみで、他は石垣が残り往時の繁

栄を偲ばせてくれる。

元亨三年（一一三三）十月廿三日には、今高野山の塔の岡と呼ばれる岡の上に、佛子了信が淵信や頼能が果たしえなかった建塔の夢を実現すべく金剛峯寺の塔婆を摸して多宝塔を建立した。⁽⁹⁾そして、本尊の大日如来坐像が安置された。（胎内墨書、元亨参年八月十五日 源 近宗）この多宝塔の建立により全山の寺容が完成したものと思われる。

元徳三年（一一三一）三月、太田荘雑掌沙弥了信は尾道の浄土寺に今高野御影堂の重宝となっていた弘法大師が入定の時の御座薦袴筋（長袴尺袴寸）繩式（長参寸五分）を弘法大師八祖相伝蓮糸御袈裟と共に施入している。⁽¹⁰⁾この文書から、当時今高野山に御影堂が存在していたことを物語ると同時に、尾道浄土寺と今高野山との深いつながりを証明している。また、今高野山の多宝塔供養願文草本が浄土寺に伝わっていることもそのことを裏づけている。

さて高野山文書には、年貢納入等に係わって地頭との相論が度々あり、これに対して高野山としては敏腕の預所を派遣したり、後には在地の武士久代氏を領家方の雑掌として荘務遂行に当らせたようである。⁽¹¹⁾

元弘三年（一一三三）後醍醐天皇は太田荘地頭職を高野山に寄進した。⁽¹²⁾その後建武五年（一一三三）九月八日、今高野山の境内四方に四基の結界石が建てられ、寺の聖域が定められた。⁽¹³⁾

元中元年（一一三八）備後国守護山名時義が太田荘で半済の法を実施するに至った。⁽¹⁴⁾そして十八年後の応永九年（一一四〇）には守護山名が太田荘の年貢を一千石で請負う守護請を始めるに至った。⁽¹⁵⁾しかし、山名

は以後年貢の未進が多く、次第に荘内に対する実質支配権を確立して行く。

明徳二年（一一三九）の西大寺諸国末寺帳によると、備後国の項に尾道浄土寺、草土常福寺（現、福山草戸の明王院）と並んで、「今高野大田庄金剛寺」と記載されており、当時今高野山の「金剛寺」が奈良西大寺の真言律宗の末寺に入っていることを表している。このことは、鎌倉時代末期に奈良西大寺の定証によって当時荒廃していた尾道浄土寺が再興されたことや、太田荘預所として活躍した淵信が後に浄土寺の別当職を得て住んだことが伝えられており、この頃から今高野山金剛寺も真言律院に転属したものと思われる。しかし、一山全てが高野山を離れたとは太田荘の年貢勘録状が後々、寛正四年（一一四六）頃まで出されていることから考えられない。しかし、今高野山を後には「今高野山金剛峯寺」と総称していることもあり、又「今高野山金剛寺」とも略して呼んだとも考えられなくはない。今高野山現住藤原良典師は、建武五年（一一三三）に建てられた結界石（県重文）は、当時真言律院に転じた子院金剛寺の寺域の四囲に建てられていたものではないかと推定されている。

(二) 今高野山の衰微

① 一回目の災禍

応永二十三年（一一四一）今高野山が一山火災に遭い、堂塔寺宇が焼亡したと伝えている。⁽¹⁶⁾この時の火災の記録は残されていないため被害状況が不明であるが、江戸時代に書かれた今高野山縁起に「一山火災」と記

されていることから、一山がごとく焼失してしまふほどの大火であったのであろう。なおこの際には、縁起に二年後の応永二十五年（一四一八）に復興されたと伝えられているが、復興が誰によってなされたかは不明である。恐らく太田荘の年貢を請負っている守護山名氏の助力が大きかったと思われる。なおこの際、焼失したすべての建物等が復興されたかは不明であるが、一応復興されたとみるのが妥当であろう。

さて、応仁の乱以後は度重なる戦乱によって荘内は疲弊し、太田荘は毛利・山内・和智氏等によって領国化され、高野山への年貢もほとんど途絶え、勢い政所寺院としての今高野山の経営も苦しく、堂塔が傷んでも修復が困難で荒れるにまかせた状態が続いたと思われる。

②二回目の災禍

こうした時期、明応二年（一四九三）再び今高野山は火災に遭い、観音堂、御影堂や神社等が焼け、和智家實が大旦那となって翌年復興したと伝えている。⁽¹⁷⁾ 焼失後一年で伽藍が復興されたのは恐らく当時荘内に勢力を築いていた和智氏や山内氏の領地と化していた荘園の実態を物語るものかもしれない。

明応三年（一四九四）三月山内豊成は太田荘内上原代官職を守護山名俊豊から申し付けられ、⁽¹⁸⁾ 彼は今高野山の東側に山城を築き（甲山城、今高野山城とも）この地の実質の支配者となる。

この頃の寺の様子を記した記録はないが、明応六年（一四九七）の紀年銘のある川尻聖神社（備後河尻社）二の宮の板絵御刃刀の像裏の墨書には、川尻の時森谷の住人道本が当国の乱中に神社神体共に炎焼してしま

ったので、大願を発して御刃刀之像を書写した由の墨書で「大願主丹治朝臣道本正年六十七歳、筆者某出家而今高野山福智院□□□□⁽¹⁹⁾ 律師心好 二十五歳之時 畫字共書寫早」と書かれており、当時福智院が存在していたことが明らかである。しかしながら他の諸院に関する資料が乏しく、当時の寺の様相ははっきりしない。（※傍点筆者）

③三回目の災禍

この後再建して五十年も経たないうちに今高野山は三度目の火災に見舞われる。

天文九年（一五四〇）、毛利と尼子の兵乱により、今高野山は火に包まれ伽藍及び龍華寺、金剛寺が焼失したと伝えられている。⁽²⁰⁾ しかし、この度はすぐには伽藍が復興されず、十六年後の弘治二年（一五五六）今高野山城主和智右衛門太夫豊将が大旦那となり、近隣諸豪の寄進を仰ぎ伽藍が復興された。その際、今高野山年行寺福智院法印寛弁から出された「請取申寄進料之事」によると、堂塔、一王門、鎮守社がごとごと大破しているが、近年兵乱が打ち続き、だれも再建に及べない。そこで一山大衆等諸方旦那力を仰ぎ、この度修理を加える意味のことがしるされて⁽²¹⁾ いる。この古文書から見る限りでは「堂塔」「二王門」「鎮守社」が焼失したとは書かれていなくて、大破し荒廃している様が記されている。このことから、毛利对尼子の兵乱の折にも一部類焼はあったにせよ、伽藍の一部は大破した状況で残っていたものと思われる。

さて弘治二年の再興を裏づけるものとして、三点の資料が考えられる。その一は観音堂に置かれていた鉄製の十二灯明台（十八の灯明皿がある）

の脚部に彫られた銘文で、一脚に「大旦那藤原氏 和智右衛門大夫豊将」、他の脚部に「弘治二歳丙辰三月吉日」と記されたもので、和智氏が大旦那となつて今高野山を復興した記念に奉納されたものであろう。

次は紙本著色弘法大師像の表具の下から見つかったもので、昭和五十年に始まつた仏画等の修理の際、同像の軸下から「下地年号あり 弘治二丙辰五月日 トアル」との天保年間の修補の際の墨書が見つかったことである。三点目は、先に述べた福知院覚弁から真瀬喜右衛門尉に宛てた文書（弘治二年四月十八日付）である。これら三点から弘治二年（一五五六）三月には伽藍が復興し、四月には寄進料の請取状も出され、五月には弘法大師画像も施入されたことを物語っている。

今高野山縁起によるとこの時は金剛寺・福智院・安楽院・成道院の四寺院に減じ、他の諸寺院は復興されなかつたと記している。

この後永禄年間（一五五八〜一五六九）には、福智院法印重仙によつて護摩堂の本尊不動明王坐像が堺の仏師慶牧によつて再彩色され（同像墨書）ており、聖経箱が新調されたり、磬を吊す磬架が元亀四年（一五七三）に新調されるなど、再興された寺院は、内部の荘嚴等について着々と整えられていったものと思われる。

その後和智氏（上原氏）は、天正十年（一五八二）備中高松城水攻めの折、豊将の子元将が秀吉方に通じたため毛利方から追放され、今高野山城は廃城となる。これによつて和智氏による寺の護持も終わりを告げたのであった。

寺伝によると、慶長十一年（一六〇六）広島藩主となつた福島正則が

領内巡視の際、安楽院に止宿し、寺の荒廃するのを憂いて寺領五十石を約束、この折仏舎利塔などを寄進したと伝えている。⁽²⁴⁾ 福島氏の後をうけた浅野光晟も今高野山に対する信仰が厚く、旧例にそつて寺領五十石を安堵し、以後歴代の藩主の祈願寺として藩主の庇護を受けることとなつた。

寺には、元々古い梵鐘があつたと思われるが、年曆を経て破損したのか、寛文七年（一六六七）八月、甲山町の町役人層の澁谷淨貞、広瀬宗休、小川久保の三人が檀主となり、宇津戸の名工丹下甚右衛門家次によつて鋳鐘された。⁽²⁵⁾

寛文七年（一六六七）には、護摩堂が傷んだのか、広島藩士寺西将監信之が護摩堂を再建し、福智院に狩野安信筆の龍虎の図を寄進している。⁽²⁶⁾ また寛文十年（一六七〇）には、藩主が旧例に従つて寺領五十石を安堵している。寺は天和三年（一六八三）には御室の末寺となり、御室派として続く。

④ 四回目の災禍

元禄十三年（一七〇〇）三月二十日夜、寺に盗みに入った者のしわざで金剛寺から出火し、三堂（観音堂、御影堂、護摩堂）を焼失、その折金剛寺所蔵の古文書等も焼失してしまつたという。そこで時の藩主浅野綱長は全面的に助力し、元禄十五年（一七〇二）三月十七日上棟した。⁽²⁷⁾

この時には、御作事奉行山下權右衛門及び山田甚左衛門、御假奉行龍神甚太夫他、作事方下奉行仁科茂右衛門及び井上喜左衛門、地形方奉行品川源助他、棟梁に寺田興助定形、肝煎大工三名、屋根葺棟梁北村孫助

屋根葺人数三十人、その他広嶋大工六十一人等の総力を上げての再興事業であった。その後も藩主の信仰が続き、法具等の施入があったようである。

⑤その後の災禍

寛延三年(一七五〇)金剛寺が火災に遭い、天保七年(一八三六)にも火災で成道院・福智院を焼失。天保十五年(一八四四)福智院湛隆上人、成道院即到によって両院再建の寄付集めがなされ、弘化三年(一八四六)に福智院の本堂が再建された。恐らくこの年前後に成道院も再建されたことと思われるが記録が定かでない。

このように、盛時には七堂伽藍に十二院がいらかを連ねた今高野山も度重なる火災のためにすっかり疲弊し、寺自体に入る財物も乏しいことから、寺の復興は思うに任せず江戸時代末にあった四院は、明治時代には成道院を安楽院に合併、金剛寺を福智院に合併。同三十二年(一八九九)には、安楽院と福智院の二院のみとなった。現在は、福智院は無住で甲山温泉として利用されており、一山を「今高野山龍華寺」と称し、藤原良典大僧正が寺に伝わる貴重な文化財を守りながら、千年以上も続く法灯を護持しておられる。

註

- (1) 後院廳下 金剛峯寺領備後國大田庄官等『寶簡集二』
 可早任文治二年官符并後白河院御起請文 同廳下文、永断向後牢籠令當
 寺換供僧上臈肆人相吻庄務、催行大塔不断兩界秘法用途 事
 ……任申請、以當寺檢校供僧上臈肆人、相分庄務……

(2) 鑊阿書状『寶簡集一』

須企參上、雖可諸衆申候、所勞更免不能行步候、仍清廉使者者并以愚札、四人預所諸衆所令申候也、……

(3) 後鳥羽上皇院宣『寶簡集二』

高野大塔領太田庄知行事、鑊阿一期之後、可爲寺僧之沙汰、永限未來際、可止私相傳之儀也、以此旨可被仰含彼山僧徒者、院宣如此、可令洩申給、長房謹言……

(4) 後鳥羽上皇院宣『寶簡集二』

高野大塔領備後國大田庄、鑊阿上人一期之後者、本山僧可領掌之由、先日被仰下候了、於今者、早本山僧可知行之由、可被下知候也者、院宣如此……

(5) 寶簡集二『後高倉上皇院宣』

當山大塔供僧等訴申備後國大田庄間事、如聞食者、榮仁法橋之所行太以不穩、仍任 後白河院御起請并鑊阿上人之寄進狀、所被裁許也、於預所職者、早守去建久七年後院廳下文旨、檢校已下至三和尚相分四人、宣令執行庄務、然者佛聖人供之用途不可致懈怠、兩部三密之行法更莫令退轉者、院宣如此、悉之、謹狀、

參議(花押)

承久三年九月十七日

高野山檢校覺海法橋房

(6) 公文代注進状『又續寶簡集五十』

山中四郷 嘉禎二年丙申在家目六事

合

安田

在家貳拾肆宇内

除十□宇

- 地頭三字 公文三字 定使一字
 神主一字
 八幡宮三字内 宮仕一字 今高野供僧一字
 一内子一字

今高野御子一字

(一) 本七字

定在家十四字内
脇五字

斗張

在家參拾肆字内

除廿字

地頭七字

公文七字 十五字内

神主一字

專當一字

八幡宮三字内宮仕一字
一内子一字

今高野御子一字

内神主一字

定在家十四字内
本七字
脇七字

吉田

在家……以下略

(7) 桑原方領家地頭和與狀『寶簡集八』

和與

高野山根本大塔領備後國太田庄桑原方領 地頭所務條々、

一、庄内寺社事

右、今高野社・赤屋報恩寺并平民名以下庄内寺社、同免田畠等者、可爲領家進退、於彼免田畠等者、縱雖引募福富庄官名、地頭可避進之矣、

次世良彦社・願成寺以下福富并地頭進止庄官名内寺社、同免田畠等者、可爲地頭沙汰焉、

一、地頭名 庄官名雜免胡麻事

右、……以下略

(8) 僧義剛記『今高野山縁起』僧常操記『備州今高野山記』(卷末資料)

(9) 尾道浄土寺藏『多寶塔供養願文草本』

備後國今高野多宝塔建立願文

(端裏書) 備後國今高野多宝塔供養願文草本

積尊遺法弟子某、合二羽爪掌、白兩部

諸尊而言、夫大聖垂慧光而早着周

穆瞻昭之代、密教開覺曇而肇伝、弘仁

天長之時、攀其句者無所不薰、步彼影

者無所不照、法之深奧不可得住者欤、抑德之

所聚者、塔幢是敢也、功德聚則毘盧遮那

萬德歟、与願印則宝生如来三昧之身、

是故建塔建幢福德無尽、近作人天王遠為

法界帝妙雲、開之高祖建之誠有所以乎、

是以去正和元年窮冬上旬、依驚夢想之告、

雖兇造塔之願、心事乖違歲月空遷、老後

愁吟生涯遺恨也、何況病根時、命葉將零、

為現当不可不念、然問撰得今高野山之

蘿洞、写建金剛峯寺之塔婆、安置五智円

満之心王、庶幾三世常位之利生、彼聚砂団

土之戲、功德尚無量也、況於施丹檀乎加修

飭乎、菴菓棗葉之製勝利実難測、況於登

黄金乎漆莊嚴乎、加之供養胎藏金剛曼荼羅、

奉驚兩部界会諸薩捶、悉伝智所城之風儀、

併学華藏界之法則、方今撰孟冬良辰

開蓮眼、於即身成仏之密印、飭瑜伽壇場、

展仏乖於現世頓入之妙筵、禪襟成列皆伝

西唐青龍之流、妙曲沸調晴送子管白鶴之

嶺、于時霜花胎兮、薰籬海此岸之句、

芬烈風葉乱兮、敷壇天妙衣之粧續紛道

儀、既儼然感心豈唐豈唐捐乎、然則公穩

民平久仰百年政化、社閑寺昌永誇

三宝之紹隆、淵信頼能等旧魂定憶

宿昔之蓄懷、強悦今日之精誠、早縮

三無数之劫波、速翫十六分之秋月、

乃至六道同飽一味之醍醐四生齋登

三點之寛苑、敬白

元亨三年十月廿三日 佛子了信

(10) 尾道浄土寺藏『沙弥了信施入状』

備後國尾道浦浄土寺

奉施入 弘法大師御座薦壹筋、長壹尺壹寸、同繩貳、長參寸五分

右此薦者、被籠高野山御影堂、御入定之時御座云々、爲末代奇特之間、

輒不被出之、而爲今高野御影堂重寶、元徳二季九月廿日以影拜見之次

自執行代聖禪房之手申請之畢、其内壹筋同繩二筋且爲當寺佛法興隆、

且爲邊土尊賤頂戴、施入如件

元徳三年末三月廿一日

(11) 紀伊興山寺文書嘉禎三年『關東裁許状』、高野山御影堂文書寛元二年『六

波羅探題御教書寫』、又續寶簡集百『赤屋郷沙汰次第案』、寶簡集正安四年

『關東裁許状』、他

(12) 寶簡集三『後醍醐天皇繪旨』

高野山金剛峯寺大塔料所備後國大田庄地頭職所被寄附當山也、一圓可令知

行之由、可令下地寺家給者、

天氣如此、仍上啓如件、

元弘三年十月八日

謹上 勝寶院僧正後房

(13) 広島県指定重要文化財『結界石』一基に「大界外相西方、建武五年 寛九

月八日」他の一基に「大界外相北方」と刻銘がある。高さ一米。

(14) 『高野春秋編年輯録』至徳二乙丑年二月十一日、將軍家賜備州大田桑原

邑等御寄附之御朱印、三月廿七日、長町前近江守被差越大田桑原領家職半

濟渡方之許状、是依雜掌妙徳院之悞折也

(15) 『高野春秋編年輯録』応永九年壬午年、

伝、大塔領備州大田庄元来以定成千八百石寺納未矣、然山名常照入道為

地頭替、致自由之働故訴之、

秋七月十九日、山領備州大田庄、并桑原方尾道倉敷已下地頭職無相違至年

貢者、毎年千石宛可令寺納之旨、山名右衛門佐入道常照以執達状被仰出之

了

(16) 『今高野山縁起』

山名氏此内減二百石而相渡八百石了

……應永二十三年堂塔寺宇悉皆回祿、二十五年命復之、……

(17) 『今高野山縁起』

……明應二年之災、觀音堂大師影堂神祠及び金剛寺並爲鳥有、三年有重興

之命、和知信州太守監護……

(18) 『山名俊豊書状』

高野領備後國世良郡大田庄内上原代官職事申付候、於公用者嚴重三可有取

沙汰候、聊不可有無沙汰候、恐々謹言

明應參

三月二日

山内大和守殿

(19) 『伝御刃刀之像裏面墨書銘』

備後國世良郡杜庄

河尻保吉備津宮事

當國乱中社神共

炎焼 爰時守住人發

大願御神鉢於堺濱

奉像參貫文 其後脇

貳社奉像當社而 依此

御刃刀之像 明應六年

俊豊(花押)

巳十二月一日奉書寫
是偏子孫繁昌福祐

□在 仍祈念所如件

大願主丹治朝臣道本正年六十七歲

筆者某出家而今高野山福智院

□□□□ 律師心好廿五歲之時

書字共書寫早

(20) 『今高野山緣起』天文九年春二月十六日巳刻、尼子焼卜(雲州富田城主尼

子伊予守晴久) 弘治二年夏六月和知右衛門大夫豊將奉命重復(從天文九年經

十七年) 『備州今高野山記』……天文九年二月十六日、雲州尼子对毛利與甲

兵、至此放火餘燹亦速梵宇、弘治二年六月命和知右衛門大夫豊將仕之經營、

……

(21) 『福智院法印覚弁請取狀』(甲山町伊尾 吉岡猪久馬氏藏)

請取申寄進料之事

金貳拾兩也

夫當山者弘法大師開基諸佛集會靈

故慈尊出世暎至迄香華常

燈無怠然而堂塔二王門鎮守社悉

雖為大破近年兵乱打續誰不及再建

沙汰依之一山大衆等諸方迎且那

力此度加修理之儀即興福院椿寂

壽長居士爲御菩提右之金子被寄進

仍而如件

今高野山年行寺

福智院法印

弘治二年四月十八日 覚弁(花押)

真瀬喜右衛門尉殿

(22) 『護摩堂本尊不動明王坐像再彩色墨書』

謹言 不動事

奉再彩色

別而息災延命

佛法繁昌寺中安全諸人

快樂殊願主權大僧都法印重仙

現世安隱後生善處祈願

如件

境之住

永祿十二巳文月廿八日

佛士慶牧

(23) 『御影堂聖敬箱墨書』

奉寄進今高野山御影堂

常住物爲壽福增長二世安樂

祈處如件

于時 永祿七甲五月廿一日

福智印住寺權大僧都法印重仙

(24) 『今高野山緣起』

……慶長十一年福嶋左衛門大夫正則行州投宿安樂院、

嘆陳迹之將熄歲頒俸五十石、……

(25) 『今高野山梵鐘銘』

奉銘鑄霜乳一口

備後世羅郡大田

今高野山龍華寺

弘法大師御寶前

右者奉爲金輪聖王

天長地久御願圓滿

英壇備芸兩國守護

松平安芸守源光晟

十方禮施二世安樂

自他各々平均普利

檀主 澁谷淨貞

同 広瀬宗休

同 小川久保

大工橘朝臣

丹下甚右衛門家次

(26)

『寺西將監信之位牌の裏墨書』

于時寛文七年丁未八月吉祥日敬白

嶺雲院竺翁成仙氏、寺西諱利之尾州中嶋之産也、曾仕紀州太守淺野幸長公及び但馬守長晟公爲武將、元和元年長晟公赴難波之役於是紀州日高之郷民時其亡據要害之地侵掠鄰境動揺人民、長晟公令利之歸紀州賊徒聞利之來悉離散利之捕之獲其首長斬其殘党、長晟公大感平均之功元和五年長晟公轉自紀州領雲備二州、寛永七年使利之傳世子光晟公、寛永九年長晟公薨光晟公嗣立利之常侍左右國容單容無不與聞焉、正保三年春羅篤疾三月十六日卒、于武江享年六十有三、長子助太夫不幸先父死、次子重之爲部將嗣子信之續父任專司國務次子之成爲部將兼司國郡賦役事、次子一之秀共仕太守孝子信之有追遠志置先考木牌記其梗而已

正保三年丙戌

嶺雲院竺翁成仙居士 覺靈

三月廿六日

『長性院岳普法春大姉之位牌裏墨書』

長性院岳普法春、初名幾佐、父下妻母竹氏、文録三年甲午産于城伏見邊、幼時仙石德齊鞠爲子十二歳而初近東照大権現、于駿府後隨從於淺野長晟公之室昌清院殿往紀州意止而嫁于寺西利之、既而往于芸州生四男一女、長四信之次日陸娘次之成一之之秀、寛文六年丙午八月中旬先妣羅篤疾雖然專念西土不暫止、九月五日昧爽如睡而卒享年七十有三歳也
孝子信之新建備後國世良郡甲山今高野於小堂。按不動の像誌先妣之木牌令時念時伏持焼香供養相録事實於牌櫃之扉云爾

寛文七丁未年某月某日

寺西氏信之置

寛文六年丙午

長性院岳普法春大姉 覺靈

九月初五日

(27)

「大師堂屋根裏柱墨書」

(正面)

弘法大師堂御建立元禄十五年曆

(横面)

元禄十四巳六月十四日廣嶋楠御小屋ニテ代組始ル

同極月十五日迄 明午之二月十五日迄御作事當山ニテ始ル

廣嶋大工五十七人木挽三人甲山大工四人請拂廣大工武兵衛

(横面)

御郡代 寺本覚左衛門 郡奉行 服部金左衛門

濱田金左衛門 御代官 町野亀之嘆

御作事奉行山本権左衛門 進藤武兵衛

山田甚右衛門 棟梁 寺田与助定形

御假奉行 龍神甚太夫頼房 地形方奉行品川源助

.....

村迫欽嶋作内 下代 高橋五左衛門

小山九郎兵衛

山口半兵衛

中村猪右衛門

寺田半七

肝煎大工 西田勘七

仁科茂右衛門

作夏方下奉行 井上喜右衛門

甲山町年寄 与右衛門

庄屋 太郎右衛門

組頭 忠右衛門

茂右衛門

小左衛門

二 今高野山の住侶

今高野山の住侶の調査は、寺院に残る記録や僧侶の位牌及び墓碑等によって可能であるが、残念なことに盛時には十二寺院を数えた今高野山も記録としては室町時代以前のもの皆無に等しく、位牌も古いものは焼失したのか残っていない。墓石等は全山に相当数の五輪塔が寺院の墓地や護摩堂脇等に散在しているが、室町以前のものには紀年銘のあるものがなく、あるのは江戸時代以降のもので、他には石仏や宝篋印塔が数基の他層塔残欠等がある。これらの古石塔が果たして住侶に関係するものか不明であるが、中には僧侶の墓塔として造立されたものもあるかも知れない。⁽¹⁾

現在今高野山に残る古記録類は江戸中期以降のもので、(巻末「今高野山龍華寺所蔵古記録」)中世にまでさかのぼりうるものは、僅か仏具等に記録された墨書や刻銘などで資料に乏しく、果たしていつの時期にどういった僧侶が住んでいたのか、又、住侶の入寂についても確かめることは甚だ困難である。そうしたわけで住侶に関しては、創建時から室町時代にかけては一覧表としては不備の点も多く、今後新資料等の発見に期待するものである。

(一) 荘官、預所及び雑掌について

預所というのは、荘園領主の代理人として荘務を司る荘官の一つで下

司や公文などの下級荘官を指揮したといわれている。預所には、領家側の腹心の者が任命される場合と現地の開発領主らが荘地の管理権を留保しつつ、その荘地を領家に寄進して自己の留保した管理権を安堵されるかたちで任命される場合とがあったとい⁽²⁾う。

預所は荘内の政所で直接荘務を執行する場合と、直接荘内には出向かないで代理の者を派遣し、必要に応じて現地へ下向する場合や全く現地へは出向かないで代理人の連絡を受けながら命令のみを下すといった場合が考えられるが、太田荘の場合はこのいずれに属すのか定かでないが、恐らく地頭や百姓等との年貢や下地をめぐる相論の際には直接現地に出向くことも多かったであろう。

雑掌という者は、本所、領家が荘園の管理に当らせたもので、在地して年貢、公事の徴収にあたった者を所務雑掌、在京して荘園に関する訴訟事務に当たった者を沙汰雑掌とい⁽³⁾った。

さて、僧鏝阿については先に今高野山の誕生の項で述べた通り、高野山主であり、太田荘の総預所職として最も荘務に尽した人物である。

文治二年(一一八六)太田荘が高野山大塔領となって四年後の建久元年(一一九〇)僧鏝阿置文の中に「預所下向問……」の文字があり、現地に預所を下向させたと思われる。この後、高野山主鏝阿の申請に任せて荘園の維持経営のために建久七年(一一九六)高野山の僧侶のうち校以下供僧三人に太田荘の荘務を分行させることとなった。

建永元年(一二〇六)鏝阿は太田荘の荘務を高野山大塔の供僧に命じている。建永二年(一二〇七)僧鏝阿一期の後、高野山供僧に太田荘

を沙汰させることになり、承元二年(一二〇八)僧饒阿の入寂によって高野山供僧に太田荘の荘務を知行させることとなった。その現地の役所兼教化の寺が今高野山である。太田荘内の政所寺院としては、今高野山の他に太田方・桑原方に赤屋報恩寺、願成寺の他いくつかの寺院が建立されていたと思われるが定かでない。

太田荘の政所は今高野山に置かれ、預所が居て荘務を司っていたことであろう。しかし、今高野山建立当初から預所が住んでいたかは不明であって、恐らく初めは高野山大塔の供僧が預所の命を受けて出向いたものと思われ、下司・公文・田所・追捕使などの荘官を動かし荘務を遂行したものである。建久三年(一一九二)の僧饒阿下文には年月日の後に、上部に饒阿と思われる花押があり、下部に預所と記して花押が二つ並んでいる。⁽⁴⁾

この時の公文には散位佐伯(花押)、散位秦(花押)、清原(花押)(伊尾公文か)、橋(花押)、清原(花押)、散位藤原(花押)、下司には、藤原(花押)、橋(花押)、橋(花押)の名があり、いずれも古来から現地に深く根を下ろしていた豪族をもって荘官に充てたようである。

文永七年(一二七〇)桑原方所務和与状には「預所阿闍梨行替」の名があり、文永十一年(一二七四)にも行替が預所として記載されている。太田荘内に土着した地頭は次第に分かれて荘内を支配し、下地や年貢のことなどで荘官達とトラブルを起こすようになってきたのに対して、地頭に互して荘務を沙汰するには、ある程度武士の力を借りる必要がある、古くから在地に根を下ろしている武士達を下司として利用したもの

と思われる。そういった武士たちが一部は僧体をして今高野山を中心として活躍していたものと思われる。⁽⁵⁾ 時代は下るが文明三年(一四七一)尾道西国寺不断修修行勸進並上銭帳に「今高野衆」とか「下津屋山衆」とか記載されているが、これらはいずれも十二坊を拠点に活躍していた衆徒を表していると思われる。因みに今高野衆としては「惣中」「福智院」「安楽坊」「斗山寺」の記載があるが、斗山寺には多くの僧兵が居て勢力を振るったとの伝承が残っている。

こういった時期、弘安九年(一二八九)頃には領家の雑掌として阿闍梨淵信が活躍する。そして、永仁五年(一二九七)には和泉法眼淵信は太田荘預所となって、悪党的武士団を組織して権力を振るい、太田方本郷・寺町の荘官や百姓達からも非法を訴えられるにいたる。⁽⁶⁾ その後は預所を辞して尾道の浄土寺に住んだといわれている。嘉元四年(一一三〇)十月には高野山根本大塔領備後国尾道浦堂崎大乘律院に対して、浄土寺曼荼羅堂別当職同別所分山地並濱在家等を寄進している。⁽⁷⁾

さて正安四年(一一三〇)の関東裁許状によると、

(前部略)

一、庄官事、

右、如同狀者、上原公文付宇賀・伊尾公文付青近・六郷惣追捕使、以上三職可為領家進退、同公文々析、号福富公文分、令欽取事、可停止之、次小世良公文・赤屋公文並六郷田所職、可為地頭進止、同公文々析、段別壹升之外不可取之、但至領家方有限公事課役者、任先例可辨勤云々者矣、(後部略)

とあり、当時公文や六郷惣追捕使、六郷田所職等の下級荘官が荘内の役人として預所の命を受けて活躍していたことが伺われる。

嘉元四年（一一三〇六）には在地の武士と思われる久代定淵や久代良信（了信とも）が領家の雑掌として活躍し、元亨三年（一一三二二）八月、仏子了信は今高野山塔の岡に多宝塔を建立して大日如来を安置した。久代氏の根拠地とみられている甲山町東上原上谷、久代城の北西の久代谷薬師堂脇には鎌倉末期から南北朝にかけての立派な五輪塔がたくさんあり、その一基に「曆應二年二月五日勝阿弥陀佛」の刻銘がみられる。この頃の文書に記載されている荘官の名を拾うとつぎのようになる。

表一 荘官名一覧表

年	月	荘官名
天福二年一月	(一一三三四)	預所代□□阿闍梨性圓
寛元二年七月	(一一三四四)	預所阿闍梨實眞智道坊
文永七年十二月	(一一二七〇)	預所阿闍梨行善
弘安九年卯月	(一一二八六)	阿闍梨淵信
正応五年一月	(一一二九二)	雑掌淵信
正安三年六月	(一一三〇一)	雑掌頼覚
嘉元三年三月	(一一三〇五)	山中郷雑掌慶海
嘉元四年四月	(一一三〇六)	太田庄雑掌頼覚
正和元年十月	(一一三二二)	太田庄雑掌朝西(大和尚阿闍梨)
正和三年八月	(一一三二四)	頼濟
正和四年二月	(一一三二五)	朝西
正和五年八月	(一一三二六)	頼壽
正和五年十月	(一一三二六)	經壽(雑掌)
元応元年七月	(一一三一九)	大法師定淵(桑原方雑掌)
元応二年八月	(一一三二〇)	雑掌行祐
嘉暦二年六月	(一一三二七)	太田庄雑掌朝西

嘉暦四年三月	(一一三二九)	預所良縁
元徳元年十月	(一一三二九)	了信(雑掌)
元徳二年四月	(一一三三〇)	雑掌経廻
元徳三年四月	(一一三三一)	雑掌良信
正慶元年十月	(一一三三二)	太田庄雑掌良信
貞和四年七月	(一一三四八)	雑掌良信
		大法師良信
		雑掌勝圓

以上見てきた預所・雑掌達が果たして今高野山の寺院に住んでいたのか、また山内で没して山内に葬られたことがあるかについては記録が残っていないためはっきりしない。今、今高野山に残された古石塔をみると、鎌倉中期の形式をもった宝篋印塔の残欠や鎌倉時代の五輪塔の残欠もあり、当時の住侶の墓塔か供養塔の一部と考えられなくもない。

(二) 今高野山歴代住職について

次に、末尾に付けた「今高野山歴代住職一覧表」について概観を述べることとする。

① 龍華寺の住僧

愛染院龍華寺は、古来一山の総称で御影堂の守護を果たしてきたと伝えていいるが、現在あるのは本堂・御影堂(大師堂)・護摩堂・十王堂・経蔵・鐘楼それに庫裏などで、この他参道入口に総門(仁王門)、西方の塔の岡に多宝塔跡があり、丹生・高野明神(二社合わせて丹生神社と呼んでいる)も祭られている。しかしながら度重なる災禍によって古記録は焼失し、昔時の興隆は知る由もない。近年本堂付近の水道工事によ

って地下から鎌倉時代の軒平瓦の一部が出土したことなどから創建時から総瓦ぶきの寺院であったことが窺える。また、塔の岡にあった多宝塔に関しては、幸いにして本尊大日如来坐像及び創建時の多宝塔供養願文草本が伝わっていることや、各種の古瓦が出土していることなどから当時の面影を偲ぶことができる。

さて、住侶に関しては安楽院の過去帳の中に、天文八年(一五三九)に入寂した宥忍大和尚のことを記しているが、龍華寺再興の人物として書き留められたものであろう。因みに宥忍は、芸州粟屋肥前守元将の孫と伝えている。龍華寺の住侶としては、先にも述べたように政所寺院の中心として鎌倉時代には預所をはじめ多数の荘官が出入りしたことである。応永・明応・天文・元禄と四度にわたる大災禍を経て、多数の寺宝や古記録の類を焼亡したと思われるが、本尊十一面観世音菩薩二体(国重文)をはじめ獅子頭(国重文)、弘法大師御影(県重文)など数々の寺宝が伝えられていることは喜ばしいかぎりである。

②金剛寺住侶

金剛寺は、古来観音堂(本堂)守護の寺院と伝えているが、度重なる災禍に見舞われ建物はない。金剛寺の跡はかなり広くて現在テニスコートが設けられている。古記録がないため果たしていつ頃という住侶が住んでいたかは定かでないが、明徳二年(一三九一)の西大寺諸国末寺帳には「今高野 大田庄 金剛寺」と記載があり、当時今高野山に金剛寺が存在したことがわかる。尚金剛寺録に、宥照大和尚が延徳二年(一四九〇)五月に入寂したことを伝えているが、それ以前の住侶に関して

は記録がないため不明である。

天文九年(一五四〇)毛利対尼子の兵乱によって、今高野山の伽藍及び龍華寺・金剛寺が焼失し、宥伝の代の弘治二年(一五五六)三月に復興されたことが金剛寺開扉縁起の中に記されている。

永禄九年(一五六六)宥伝の入寂に伴って宥恵が法灯を継ぎ寺院の復興に努めている。宥恵の存在を明らかにするものとして、今高野山塔の岡の大岩に「梵字 権大僧都法印宥恵逆修」の刻銘があり、更に金剛寺墓地の五輪塔に「為法印宥恵三十三廻忌也、寛永□年……」と記されている。その後金剛寺は明治まで法灯は続き、宇津戸の地頭八幡神社の再建立導師として歴代の住職が名を留めている。

③成道院住侶

子院の一つ成道院は、貞享元年(一六八四)入寂の宥性法印を中興の祖としているが、それ以前の住侶は不明である。天保七年(一八三六)の災禍により、成道院即ち再建立のための寄付集めを行い、福智院と共に再建を果たしたが、明治二十一年(一八八八)成道院は安楽院に合併され法灯の終わりを告げる。

④福智院住侶

子院の中でも記録上室町期に遡れるのは福智院のみで、川尻の聖神社(往古は備後河尻社と記載あり)の二の宮の板絵御刃刀の像の裏墨書に「……今高野山福智院○○○○・・・律師心好……」とあって、墨書された明徳六年(一四九七)当時福智院が存在したことを裏づけている。また下って天文九年(一五四〇)の兵火によって災禍を受けた伽藍等の復

興に力を注いだ住侶に「福智院覚弁法印」の記載があり、その文中に年行寺と記されていることから、当時今高野山に四つの寺院があり、この年は年行寺に当たっていたことを窺わせている。また当時存在した子院の中でも福智院は大きな力を持っていたと思われる、宥重、重仙などの住侶の名が唐鍾鉢の笈、聖經箱、護摩堂の本尊不動の再彩色等に弘治、永禄、天正年間の紀銘が残されている。福智院は明治三十二年（一八九九）成道院を合併し、昭和の近年まで続いたが、現在は無住で寺は「甲山温泉」として利用されている。尚、現在の本堂は弘化三年（一八四六）の建立に係わるものである。

⑤ 安楽院住侶

安楽院の住侶については、慶長十二年（一六〇七）入寂の宥遍上人が安楽院中興として位牌が残るが、それ以前の住侶についての記録は全く不明である。

安楽院の墓地には、近世初頭の五輪塔の基壇として鎌倉末期の形式を有する五輪塔の地輪が利用されているが、これは恐らく当時付近にあったものを利用したものであろう。同院の墓地は塔の岡の真下にあたり、いつの世にか崖が崩落して古石塔がばらばらになってしまったことも考えられなくもない。そのことは、安楽院境内には手水鉢や回廊の礎石として五輪塔の一部が利用されていたり、福智院の中にも大型の宝篋印塔の基礎部分が手水鉢として加工され利用されていたことから窺える。安楽院の墓地には、江戸初期からの墓石を伝えており、明治二十一年（一八八八）成道院を合併し法灯は昭和まで続いた。

安楽院の本堂は、室町時代の書院づくりの遺構を残す建造物として県の重要文化財に指定されており、同院の山門も附として県重文に指定されている。本堂の建物は、元は武士の館であったと推定されており、想像を逞しくすれば沼城にあった和智氏（上原氏）の居館の一部を後年移築利用したものかも知れない。本尊としては、元多宝塔の本尊の大日如来（金剛界）と大日如来（胎藏界）を伝えていた。

さて、寺伝によると慶長十年（一六〇六）広島藩主となった福島正則が領内を巡視した際、安楽院に止宿し、寺の荒廃するのを憂いて毎年寺領五十石を安堵、その際金銅製の仏舎利塔などを寄進したと伝えている。五十石のうち二十石が安楽院へ、残り十石ずつが金剛寺と福智院と成道院に宛行われた。この後浅野氏もその例にならっている。

明治になると藩主の庇護も途絶え、以後さしたる収入もなく寺の維持に苦慮するようになり、残っていた四院も二院になり、現在は古来の一山の総称龍華寺に藤原良典大僧正が長い伝統のある今高野山の法灯を護持しておられる。

註

- (1) 『備州今高野山記』に、塔の岡にある大型の五輪塔のことを「又有願主石牌古失字」と記している。願主とは、塔の岡に多宝塔を建立した了信をさすものと思われる。
- (2) 柏書房、日本史用語大辞典（用語編）から
- (3) 同右
- (4) 『庄家庄官起請文并鑿阿置文』（寶簡集十）

下 高野山御領備後國大田庄下司公人百姓等所

(手印)

……略……兩郷下司・公文等、各深存其旨、知行郷内田畠、不荒段歩、所當官物勿致合夕未進、兼田代畠代荒野悉致勸農……

(手印)

建久三年正月十五日

預所

(花押)

(花押)

(花押)

(5) 『大田方本郷・寺町庄官百姓等申狀』(又續寶簡集百四十二)

備後國大田御庄大田方本郷・寺町庄官百姓等謹言上

……略……

……或尾道出入之作法、乘轡五六張、女騎數十騎、家子郎等其勢及百餘騎、上下二三百人前後左右相從、……

(6) 同右

(7) 『高野山檢校寛舜寄進狀』(尾道浄土寺文書)

奉寄附 浄土并曼茶羅寺別當職事

右、兩寺者、本雖非律院、西大寺門流故深教房移住浄土寺之刻、兩寺共爲僧寺・尼寺砌之上者、誠匪直當山之祈禱、恢爲四海之依怙、然則向後以浄土寺長老、爲兩寺之別當、殊致佛法之興行、可抽朝家之祈禱、就中爲一山之評議、限永代所充賜淵信法眼也、而仰信之餘、奉去進長老之上者、寺家又同前也、仍限慈尊之暁、奉寄附之狀如件、

徳治二年丁七月廿九日

預大法師慶尊(花押)

行事入寺祐金(花押)

年預入寺澄忍(花押)

三 今高野山の文化財について

備後太田荘今高野山は、紀州高野山根本大塔領として、文治二年(一一八六)以降莊園支配と莊民の教化のための政所寺院としての性格を持つて建立され、四度にわたる災禍をくぐりぬけて法灯を今に伝えてきたことは先に述べたところである。

さて、鎌倉初期頃建立された堂宇には、当時紀州の高野山から貴重な数々の仏教美術品が施入され、寺院の莊嚴も結構であったと思われるが、室町時代応永、明応、天文の三度の災禍に見舞われ、加えて江戸時代の元禄期に四度目の災禍を被り建立当初からの貴重な文化財は相当数焼失してしまったものと思われる。しかしながら、今日なお今高野山には全国に誇りうる数々の貴重な文化財を伝えており、当時の隆盛な様を窺い知ることができる。以下主要な文化財についての概観を述べることにする。

(一) 建造物について

今高野山に残る中世の建造物としては、総門と安楽院本堂があるのみであとは江戸時代以降の建造物である。

○ 総門

総門は「今高野山総門」として、昭和三十四年広島県重要文化財に指定されている。切妻造り、棧瓦葺、四脚門で、総体的に見て室町末期の

建立だとされている。広島県文化財調査報告第二集（昭三七）

しかし、主柱はかなり古く、妻通りの貫や女柱の面などから見て室町中期以前の部材も使われているようである。このことは、甲山町伊尾の吉岡猪久馬家文書、真瀬喜右衛門尉宛弘治二年（一五五六）四月付の今高野山福智院法印覚弁の請取状の中に「……堂塔、二王門、鎮守社悉雖爲大破……」とあり、当時、総門に仁王像が安置され、門が大破していたことが窺われる。

創建時の総門は、恐らく応永二十三年（一四一六）の災禍で焼失し、同二十五年に再建され、明応及び天文の災禍をくぐりぬけたが、相当に傷んでいたため弘治二年に改築されたものと思われる。その際主柱や一部の部材を残して大幅に修補されたものであろう。元は総瓦葺きであったと思うが今は棧瓦葺きになっている。なお、同門の上部に打ち付けてある仁王像の彩色修理の銘札によると、文政十一年（一八四〇）十月に「奉重興彩畫修補當山仁王尊像向躰……」とあり、大願施主は世羅郡京丸村の禅宗沙門本教、仏工師は備後國加茂郡向市村の者により修補再彩色されていることがわかる。

○安楽院本堂（附、山門）

安楽院は十二院の一つで、同院の境内は福智院の境内と共に一山の中ではかなり広い寺域を占めている。創建時の建物は室町時代の火災で焼失したものと思われる。現在の本堂は内部の構造から見て室町時代の地方武士の館であったものを後に移築したものと推定されている。本堂は桁行一二・三メートル、梁間一一メートル、寄棟造、昭和二十九年類焼

に遭い一部消損したが、本堂だけ昭和四十年御影堂脇に移築された。昭和三十年広島県重要文化財指定。

安楽院は、明治の初期火事を出し、その修理のために庫裏が民家用（甲山町西上原深申氏）として売られていたが、約十年位前解体されて現在は甲山町宇津戸の内海富海雄家の木小屋に保管されている。なお附の山門は江戸初期から桃山時代頃にかけての建造物と見られている。

この他の主要な建造物としては、元禄十五年（一七〇二）広島藩主浅野綱長再建になる本堂及び御影堂（大師堂）と、寛文七年（一六六七）再建という護摩堂がある程度で、他の諸堂は比較的新しい時期の建造物である。

(二) 彫刻について

○木造十一面観音菩薩立像

今高野山の彫刻として著名なものに、観音堂（本堂）の本尊十一面観音菩薩立像二軀がある。

その一軀は像高一・九メートル、栴檀材の一木造で彫眼彩色、弘法大師の作と伝えられている。昭和の修理の際背ぐりの中から当時の麻布及び和紙に包まれた延喜通宝十文が発見されており、造像時を窺う好資料ともなっている。国の重要文化財指定。他の一軀は像高一・七二メートルの椀材の一木造で彫眼素地、春日の仏師の作と伝える平安時代の作で国の重要文化財に指定されている。二軀の観音像は観音堂に安置されて秘仏となっていたが、現在は収蔵庫の中に安置されている。

一つの寺に、ほぼ同時代で大形の十一面観音が二体も伝来することについて、寺伝には別に記録がないため定かでないが、創建当初一体は龍華寺観音堂の本尊として、また他の一体は金剛寺の本尊として祭られていたものではなからうか。今高野山の藤原良典僧正は、伝弘法大師は秘物として厨子内に納められ、伝春日仏師作は前立として置かれていたのではないかという説をとっておられる。両像とも度重なる災禍の際大急ぎで搬出されたため、台座や光背は欠失していたが、昭和の修理の際白石仏師によって復元された。

○木造四天王立像 二軀

四天王は、観音堂の戒壇の四囲に置かれていたものと思われるが、現在は二軀を失っている。増長天立像は像高一・〇二メートル、松の一木式で内ぐりがあり、彩色は剥落している。彫眼、瞋目開口、唐様甲、鱗袖、右手伸下（手首亡失）、左手肩より先欠失、脛当、沓をはいて夜叉の上に立っている。台座、夜叉、岩座、框座。

毘沙門天立像は、像高約一・〇九メートル松材の一木式で内ぐりがあり、彩色剥落、彫眼瞋目閉口、唐様甲、鱗袖、右手屈臂（肘より先欠失）、左手屈臂（肘より先欠失）、脛当、沓をはいて夜叉の上に立っている。

台座、夜叉、岩座、框座。台座は両像とも江戸時代の後補のものと思われる。よく見ると災禍の中をくぐって搬出された痛ましい焼け焦げの跡が見られる。両像とも早期に修補の望まれる鎌倉時代の作である。

○木造阿弥陀如来坐像

寺伝では元金剛寺の本尊と伝えているが、現安楽院蔵で彫眼金泥、往

古阿弥陀堂が建立され、本尊とされていたかもしれない。因みに今高野山と関係の深い尾道浄土寺には本堂と並んで阿弥陀堂が建立されている。高さ〇・五二メートル、後世金塗りが施されているが鎌倉時代の作と見られる。

○木造大日如来坐像

もと塔の岡にあった多宝塔の本尊であったが、多宝塔消滅後は安楽院の本尊として伝えられてきた。像高〇・六六メートル、膝張〇・五七メートルで頭に宝冠、胸に嬰らくをつけ、光背から台座まで当初のものと言われている。胎内の頸の部分に「元亨三年（一二三三）八月十五日

源近宗」の墨書がある。広島県重要文化財指定。なお多宝塔のあった塔の岡の西側斜面には当時火災にあった瓦が沢山捨てられている。軒丸瓦には、鎌倉時代創建時の三巴文の尾が長く珠文の数も三十二個を数えるものと、巴の尾がやや短くなった室町時代のものとがある。軒平瓦には、尾道辺の古社寺と共通の古い唐草文の瓦と三巴文を並べたもの及び室町期の唐草文の三種のものがあり、いずれも表面に火災に遭った跡が見られる。

○木造不動明王坐像

護摩堂の本尊で像高〇・三五メートルの小像であるが、面相も鋭く、右手に三鈷柄の剣、左手に繯索を持ち火炎光背。台座裏に「奉再彩色」：永禄十二年文月廿八日……」の墨書があり、室町初期以前の造像と思われる。

○木造弘法大師坐像

安楽院に伝来したもので、○・五七五メートル、寄木造、玉眼で彩色があり室町時代の作と思われる。胎内に墨書があるが解読されていない。

○木造不動明王立像

御影堂にある岩座の上に立つ不動で像高○・八二メートル、右手に剣、左手に絹索を持っている。偏担左肩炎炎光背で彩色のある力のみなぎった作で室町初期の作と思われる。

○木造獅子頭(附 一面)

顎裏に正安三年(一三〇一)の彫書がある今八幡之宮(今高野社)の獅子頭で黒漆塗の上に朱や金塗りの跡が見られる。全国的に見ても古い紀年銘のある獅子頭として国の重要文化財に指定されている。

○木造神像

像高○・六三メートル余りの松材の一木造。今高野山の守護神高野・丹生明神の御神像で彩色も残る鎌倉時代の作。

○愛染明王

明治期に書かれた「今高野古堂取調書」によると、元愛染院龍華寺の本尊で弘法大師の作と伝え、秘仏として三十三年ぶりに開扉するという小像があるが作柄が優れている。

この他に小像はあるが未調査のものが多く。

(三) 絵画について

絵画は一覧表に見る如く十数点あるが、そのうち室町時代以前のもものは七点ある。度重なる火災のため各寺院にあった仏画等は灰塵に帰した

ものと思われるが、No.1の絹本著色弘法大師像(御影堂本尊)は、災禍の中をかうじて持ち出され、後世修復の際切り詰められているにもかかわらず、縦一・三三メートル、横一・一九メートルの幅で、椅子に座した大師の姿を描いており、高野山の親王本に極めてよく似ているといわれている。恐らくこの像は、今高野山に御影堂が建立された当初に施入されていたものと思われる貴重な像である。鎌倉時代。広島県重要文化財指定。

次に南北朝から室町初期の特徴を有する仏教絵画に、絹本著色の四社明神、如来荒神、釈迦十六善神、不動明王の四幅がある。このうち釈迦十六善神像は、縦一・〇二メートル、横○・五メートルのもので、広島県重要文化財に指定されている。四幅とも長年伝えられて来たものだけに煤等で画面が薄汚れているが貴重な仏教絵画である。

次に絹本著色両界曼荼羅(二幅)は、縦一・三五メートル、横一・一八メートルで色彩も鮮明で傷みの少ない室町時代の作である。

(四) 工芸品について

○密教法具

美術工芸品の中で今高野山建立当時のものとしては密教法具があげられる。当初は法具一式が揃っていたと思われるが、現在は金銅製の独鈷杵一口及び三鈷杵一口が伝来している。いずれも長さ二〇〜二二センチばかりのもので鬼目も大きく、鋒先も鋭い鎌倉時代の特徴をもち、広島県重要文化財に指定されている。

○銅製磬及び磬架

磬は長さ二〇センチのもので撞座文、鎌倉時代の磬である。磬架には元亀四年(一五七三)の墨書がある。

○鉄製十二灯明台

この他に記念すべきものとしては、天文九年(一五四〇)に兵乱で荒廃した今高野山を弘治二年(一五五六)に復興した記念に和智豊将が奉納した鉄製十二灯明台がある。高さ九一センチで、径四八センチの円形の鉄の輪の中心及び左右に十四個の皿受台を設け、上部にはローソクを立てる仕組みになっている。輪の下に鉄製円形の受け皿が付き三脚で支えている。三脚に紀年名と寄進者名が彫られていて貴重である。

○金銅製仏舎利塔

次にあげられるのは、慶長十一年(一六〇六)に福島正則が領国巡視の際、寺へ奉納したと伝えられる金銅製の仏舎利塔で、九輪から宝鎖をたらした寄棟づくり宝形造のもので須弥壇が設けられており、金工の粹をつくした作品である。高さ四八・五センチ。

○木造漆塗八方天厨子

安楽院の上部にある小祠粟島神社の小厨子で、内部に八方天が美しく描かれている。金具も古く南北朝期のものと思われる。

(四) 石造物

石造物については、国立歴史民俗博物館研究報告第9集に収録されているが、ここで特徴のあるものをひろくと次のようなものがある。

○境界石 三基

高さ一メートルばかりの石柱で頭部を山形に切つてある。今高野山の寺域四方に立てられていたもので現在は境内の一箇所に集められている。一基に「大界外相西方 建武五年(一三三八)九月」の紀年銘がある。他に「大界外相北方」の銘がある。

○石造粟島神社鳥居

高さ二・一八メートルと小型ではあるがころびのない古式の鳥居で左の柱に康暦二年(一三八〇)の年号があり、広島県重要文化財に指定されている。

○塔の岡石造五輪塔

高さ二・八メートルの大型の五輪塔で寺伝では塔の岡に多宝塔を建立した願主の墓と伝えられている。即ち久代了信の供養塔と思われる。鎌倉時代末期頃の造立。

表二 今高野山関係文化財一覧表

No.	種別	名	称	指定	備考
1	建造物	今高野山総門(仁王門)		県重文	室町時代
2	建造物	本堂(観音堂)(元禄十五年再建)		町重文	江戸時代
3	建造物	御影堂(大師堂)(元禄十五年再建)		町重文	江戸時代
4	建造物	護摩堂(寛文七年再建)		町重文	江戸時代
5	建造物	十王堂			昭和時代
6	建造物	鐘楼			昭和時代

一一九二・一現在

3	2	1	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	9	8	7
絵画	絵画	絵画	彫刻	彫刻	彫刻	彫刻	彫刻	彫刻	彫刻	彫刻	彫刻	彫刻	彫刻	彫刻	彫刻	彫刻	建造物	建造物	建造物	建造物
絹本着色釈迦十六善神像	絹本着色弘法大師像(弘治二年)	絹本着色弘法大師像	木造仁王立像(二軀)	木造狛犬(一对)(丹生神社)虫損)	木造愛染明王(元龍華寺本尊)	木造不動明王立像	木造不動明王坐像(護摩堂本尊で永祿十二年再彩色)	木造大日如来坐像(元成道院伝来)	木造弘法大師坐像	木造阿弥陀如来坐像(元金剛寺本尊)	木造四天王立像(一軀) 一木式・毘沙門天・增長天	木造獅子頭(一对)(丹生神社)(正安三年 左兵衛尉藤原重幸)	木造神像(一軀)(丹生神社)	木造大日如来坐像(元多宝塔の本尊)(元享三年八月十五日 源 近宗)	木造十一面観音立像	木造十一面観音立像	丹生神社(丹生・高野明神)	福智院本堂(弘化三年再建)	安楽院本堂(附 山門)	経蔵
県重文	町重文	県重文	町重文		町重文	町重文	町重文	町重文	町重文	町重文	町重文	国重文	町重文	県重文	国重文	国重文			県重文	
室町時代	室町時代	鎌倉時代	室町時代	鎌倉時代	室町時代	室町時代	室町時代	室町時代	鎌倉時代	鎌倉時代	鎌倉時代	鎌倉時代	鎌倉時代	鎌倉時代	平安時代	平安時代	江戸時代	江戸時代	室町時代	大正時代

9	8	7	6	5	4	3	2	1	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
工芸	工芸	工芸	工芸	工芸	工芸	工芸	工芸	工芸	(俳諧額)	絵馬額	絵画	絵画	絵画	絵画	絵画	絵画	絵画	絵画	絵画	絵画
(宝永四年植木源兵衛尉藤原直義作)	御影堂罽口 観音堂銅製罽口(享祿二年)	智右衛門大夫豊将の銘) (弘治二年丙辰三月 大旦那藤原氏和)	鉄製十二灯明台	金銅仏舍利塔一基	磬及び磬架(磬架は元亀四年)	五鈷鈴(松虫の鈴)	盤) (五鈷鈴 独鈷 三鈷 五鈷 金剛)	密教法具一式 (独鈷 三鈷 五鈷 金剛)	独鈷	俳諧書、俳諧絵馬額、歌碑	紙本着色龍雲虎竹の図	紙本着色日月天像(二幅)	紙本着色日天月天像(二幅)	紙本着色仏涅槃図	紙本着色真言八祖像(八幅)	金地著色姫竹鶏図屏風	絹本着色十三仏像	絹本着色両界曼荼羅(二幅)	絹本着色不動明王像	絹本着色如来荒神像
	町重文	町重文	町重文	町重文	町重文	町重文	町重文	町重文		町重文	町重文	町重文	町重文	町重文	町重文	町重文	町重文	町重文	町重文	町重文
江戸時代	室町時代	桃山時代	桃山時代	鎌倉時代	室町時代	室町時代	室町時代	鎌倉時代	江戸	明治初期	江戸時代	桃山時代	江戸時代	江戸時代	桃山時代	江戸時代	室町時代	南北朝時代	室町時代	南北朝時代

1	7	6	5	4	3	2	1	15	14	13	12	11	10
天 然 記 念 物	石 造 物	石 造 物	石 造 物	石 造 物	石 造 物	石 造 物	石 造 物	工 芸	工 芸	工 芸	工 芸	工 芸	工 芸
カラマツ	護摩堂協法界塔(宝曆五年)	観音堂前宝篋印塔(元文三年)	護摩堂脇光明真言板碑	護摩堂脇種子石幢(手水鉢)	塔の岡宥恵逆修塔	粟島神社石鳥居(康暦二年)	塔の岡五輪塔	紺紙金字大般若経(一卷のみ)	木造漆塗八方天像厨子	御影堂銅製半鐘 (正徳五年八月 治工三条釜座和田信濃大掾藤原国次)	銅製梵鐘 (寛文七年大工橋朝臣丹下基右衛門家次)	鉄製護摩釜	護摩堂鐙口 (宝永四年植木源兵衛尉藤原直義作)
県天記						県重文	町重文	町重文	町重文		町重文		
	江戸時代	江戸時代	室町時代か	室町時代	室町時代	南北町時代	鎌倉時代末	鎌倉時代中期	南北朝時代	江戸時代	江戸時代	室町時代	江戸時代

〔付記〕
この小稿を書くことを決断したのは、旧太田荘内に住んでいる私共が度々訪れる「広島県史跡今高野山」がいつ頃建立され、盛時の一山はどのような状態であったのか、またどのような経緯を辿って衰微していったのかなどなど、参道両側に残る苔むした石垣を見る度に数々の疑問が湧いてくるからです。

わたくしはかつて甲山町の文化財保護委員として二十年余り、今高野山を始めとする文化財調査に取り組んで来た者ですが、何分専門的知識を持たない者故、系統的な研究もしないままいたずらに年を重ねてきたところです。それだけに今回の論考についても、国立歴史民俗博物館研究報告第二八集の中で川島茂裕氏が大田荘に関わるこれまでの諸論文を取りまとめて報告しておられますが、私自身はそれらのほんのごく一部しか読んだことがないので、これまでの諸賢の発表内容もつかんでおらず、いきおい諸賢の研究成果の上にたった論考も成し得ず、ご専門の先生方からみれば内容的に幼稚なところが多いと思いますが、何卒よろしくご批正をお願い申し上げます。

これを書くにあたりましては、寶簡集、続寶簡集、瀬野精一郎編備後國大田莊史料一(吉川弘文館)、広島県史、尾道市史、尾道浄土寺文書等の中にある高野山文書、尾道西國寺文書、今高野山縁起を始めとする今高野山文書や吉岡猪久馬家文書、門原兼夫著「備後國大田莊」等を利用していただきました。ここに衷心より厚くお礼を申し上げます。また、世羅町文化財保護委員長波田一夫氏及び今高野山龍華寺住職藤原良典僧正、国立歴史民俗博物館助教の水藤真氏には資料提供並びに内容等関わって格別のご教示を賜りましたことに対し厚くお礼申し上げます。

終わりに、故田中 稔先生の数々のご業績に対して敬意を表しますと共に心からご冥福をお祈り申し上げます。

〔広島県世羅郡甲山町立伊尾小学校
国立歴史民俗博物館共同研究員八一九八四—八六年度〕

付表(1) 今高野山の歴史年表

西 暦	元 号	主 な 事 暦 の 記 録	出 典
八三二	弘仁十三年	弘法大師が、今高野山を開基と伝える	今高野山縁起
	延喜の頃	今高野山観音堂の本尊、十一面観音立像がこの頃つくられる(国重文) 太田荘桑原方、赤屋報恩寺の十一面観音立像、聖観音立像がつくられる(国重文)	
一一四六	久安二年	太田荘開発領主、橘氏が平 重衡に同荘を寄進	高野山御影堂文書
一一六六	永万二年	平 重衡、太田荘を後白河法皇に寄進、四至打勝示、立券荘号	宝簡集七
	:	「字賀」を太田荘に併合	
一一六七	仁安二年	「戸張」を太田荘に併合	
一一六八	仁安三年	尾道村に年貢米積込の倉敷地が確保される	宝簡集一
一一八六	文治二年	後白河法皇が太田荘を紀州高野山根本大塔へ寄進	宝簡集一
一一八七	文治三年	後白河法皇、太田荘の文書を高野山主の鏝阿に遣した この頃今高野山が太田荘の政所寺院として建立される	
		今高野山御影堂の弘法大師画像がこの頃描かれる(県重文)	
一一九〇	建久元年	鏝阿、太田荘両郷の作田公事勤否の次第を定めた(鏝阿置文)	宝簡集八
一一九二	建久三年	僧、鏝阿下文の末尾に別筆で、「…両界諸尊並大師明神罰、近者当御庄鎮守八幡大・御庄内大小諸神罰…」の記録があり、当時太田荘の鎮守八幡が鎮座していたことがわかる	
一一九六	建久七年	鏝阿の申請に任せて、検校以下供僧上禰四人に太田荘の荘務を分行させる	宝簡集一
	:	太田荘地頭に、問注所執事の三善康信が任ぜられる	又統宝簡集
一一九九	正治元年	太田荘内で勢力のあった橘氏が追放される	高野山御影堂文書
一二〇六	建永元年	伊尾下津屋に地頭氏寺を建立(現、下津屋十二坊址)	宝簡集一
		鏝阿が太田荘の荘務を高野山大塔の供僧に命ずる	
一二〇七	建永二年	この頃、今高野山の仏具(独鈷・三鈷)が整えられる(県重文)	宝簡集一
一二〇八	承元二年	僧鏝阿一期の後は、高野山供僧をして太田荘を沙汰させる	
一二一一	承久三年	鏝阿入寂により、高野山供僧に太田荘を知行させる	
一二三六	嘉禎二年	太田荘預所職を高野山検校以下、三和尚に安堵する 太田荘山中四郷在家目六(録)に、「今高野御子」の記載があり、「今高野社」の存在が証明される	宝簡集七

西 暦	元 号	主 な 事 暦 の 記 録	出 典
一一七〇	文永七年	桑原方所務和与状に預所阿闍梨行誓の記載がある(文永九年、文永十一年にも行誓が預所の記載)	宝簡集八
一一八六	弘安九年	この頃領家の雑掌阿闍梨淵信が年貢に係わり、地頭方と論争	:
一一九七	永仁五年	和泉法眼淵信、悪党的武士団を組織し、太田荘預所となって、地頭方を相手に活躍、豪華な生活を送る	宝簡集八
一一三〇	正安三年	桑原方領家地頭和与状に庄内寺社事として、「今高野社」「赤屋報恩寺」「世良彦社」「願成寺」等の記載がある	獅子頭銘
:	:	左衛門尉藤原重幸が丹生神社(今高野社)に獅子頭を奉納(国重文)	:
一一〇六	嘉元四年	久代定淵(桑原方)、久代良信(大田方)が領家の雑掌として活躍、東上原久代谷に多数の五輪塔を残す(町重文)	尾道浄土寺文書
一一三三	元亨三年	今高野山塔の岡に多宝塔が建立された(多宝塔供養願文草本)	胎内墨書
:	:	木造大日如来坐像(元亨三年八月十五日 源 近宗の墨書)が多宝塔に安置される(県重文)	宝簡集七
一一三九	嘉暦四年	この頃、今高野山に観音堂を始めとして、御影堂など堂塔や十二院が建立整備されていたと思われる。愛染院龍華寺(御影堂守護)、堅固院金剛寺(観音堂守護)	後醍醐天皇綸旨
一一三三	元弘三年	「今高野大般若田式町参段」の記録がある	結界石銘
一一三八	建武五年	今高野山の大般若経(残存一卷のみ)がこの頃奉納された(町重文)	:
一一三九	建武五年	太田荘地頭職を高野山に寄進	:
一一三三	建武五年	今高野山に結界石が建てられる(県重文)	:
一一三九	建武五年	この頃塔の岡に大型の五輪塔が建てられたか(町重文)	:
一一三三	建武五年	太田荘雑掌久代氏の根拠地、東上原上谷の久代谷の薬師堂脇五輪塔の中に「暦応二年二月五日 □念阿弥陀仏」のものあり	浄土寺文書
一一三六	正平二年	幕府は、梶原親光、宮 盛重に、備後浄土寺塔婆の造営を監督させた。同国太田荘前預所大夫坊等が同寺に乱	高野山文書
一一四七	正平三年	入し工事を妨げたので、是日、親光等が幕府に訴えたという	宝簡集二十九
一一四八	貞和四年頃	太田荘雑掌勝門が、桑原方地頭大田頭連代官の年貢を抑留することを訴えて和与する。この日直義が下知して互いに和与の条条項を守らせた	四十四
一一三五	観応二年	太田荘の雑掌として勝門が活躍	又統宝簡集
一一三七	康暦元年	太田荘雑掌として定淵が活躍	同
一一七九	康暦元年	在地の豪族と思われる久代定淵を預所に補した	同

一三八〇	康暦二年	今高野山粟島神社の石鳥居が建立された(県重文) 粟島神社八方天の厨子がこの頃作られた(町重文) 備後国守護、山名時義が太田荘で半済の法を実施 山名時義、雅楽遠江入道をして、太田荘預所仁慶改替され、新預所慈光院に下向するをもって、下地を仙算に渡し、国人の地下所務を竟望するを停止させた 西大寺諸国末寺帳備後国の項に、尾道浄土寺、草土常福寺と並んで「今高野大田庄金剛寺」と記載あり、金剛寺が奈良西大寺の末寺となっている	国立歴史博報告第9集
一三八四	元中元年		高野山文書
一三八八	元中五年		
一三九一	明德二年		西大寺諸国末寺帳
一四〇二	応永九年	守護山名時熙が、太田荘の年貢を一千石で請負う	
一四一六	応永二十三年	高野山領御年貢米去年未進分式百貫分とあり	太田垣入道通泰書状
一四一八	応永二十五年	今高野山が一山火災に合い、堂塔、寺宇が焼亡 今高野山を復興	今高野山縁起
一四四〇	永享十二年	この頃絹本着色両界曼陀羅が描かれる(町重文) 守護山名による年貢の未進が、応永九年より永享十一年迄に二万六百余斛に達する	今高野山縁起
一四六七	応仁元年	東神崎遍照寺に銅製鰐口が奉納される(町重文)	鰐口銘
一四六八	応仁二年	小世良及び川尻で合戦。この頃高野山への年貢がほとんど途絶える	言上書
一四七一	文明三年	尾道西国寺不断経修行勸進並上銭帳に、伍百文今高野勝恵と記載あり、また今高野衆として老貫文惣中、参百文福智院、老貫文、斗山寺、十足(伊尾)安楽坊が上銭している。又往古地頭の氏寺があった伊尾の下津屋衆として老貫文惣中として上銭している	尾道西国寺文書
一四九三	明応二年	今高野山が火災に合い、観音堂、御影堂、両神社(今高野社)及び金剛寺が焼亡、命を受けて和智家實が翌年再建	今高野山縁起
一四九四	明応三年	山内大和守豊成が「高野領備後国世良郡大田荘内上原代官職」を申付けられる。この頃山内氏が甲山城(今高野山城)に拠る	山名俊豊書状
一四九六	明応五年	太田荘の内、桑原、下見二郎左衛門尉跡が山内豊成へ給される	山名俊豊判物
一四九七	明応六年	太田荘内、本郷、同在所寺町分が山内直通へ給される	山名俊豊書状
一五二九	享祿二年	川尻時森谷の住人、道本が出家して福智院に入る	川尻聖神社板絵墨書
一五四〇	天文九年	今高野山観音堂鰐口(後代に寄進、町重文) 毛利対尼子の兵乱により、今高野山の伽藍及び龍華寺、金剛寺が焼亡。この頃、荘田は寺から完全に離れる	鰐口銘 今高野山縁起

西 暦	元 号	主 な 事 暦 の 記 録	出 典
一五五六	弘治二年	今高野山城主、和智右衛門大夫豊将が大旦那となり、近隣諸豪族の援助を得て伽藍を再興 鉄製燈明台や紙著色弘法大師画像などが寄進される(町重文) この頃、観音堂、御影堂、仁王門の他に四院が残るのみとなる 聖経箱を調繕(福智院権大僧都法印重仙の墨書あり) 護摩堂本尊不動明王坐像を堺之仏士慶牧が再彩色(願主法印重仙) 法印重仙磐架を新調(磐及び磐架 町重文)	今高野山縁起吉岡文 書 鉄製灯明台
一五六四	永禄七年		不動明王墨書
一五六九	永禄十二年		磐架墨書
一五七三	元亀四年		
一五八二	天正十年	今高野山城主、上原元将(元祐とも、和智氏)が秀吉方に通じ毛利方から追放される	今高野山縁起
一六〇六	慶長十一年	福島正則が領内巡視の際、安楽院に止宿し、寺領五十石と仏舍利塔などを寄進	今高野山縁起
一六三三	寛永十年	藩主浅野光晟、旧例により寺領五十石を寄進	梵鐘銘
一六六七	寛文七年	今高野山の梵鐘を丹下甚右衛門が鑄造(町重文) 護摩堂を広島藩士、寺西将監が再建と伝える 藩主が旧例により、寺領五十石を与える	寺西氏位牌銘 今高野山縁起
一六七〇	寛文十年	御室の末寺となる	
一六八三	天和三年	今高野山が火災に合い、元禄十五年藩主浅野綱長が再建	観音堂墨書
一七〇〇	元禄十三年	つくばい手洗鉢新調	手洗鉢銘文
一七〇二	元禄十五年	御影堂、護摩堂の鰐口施入	鰐口銘
一七〇七	宝永四年	「今高野山縁起」を僧 義剛が記す	表具墨書
一七〇九	宝永六年	紙本著色弘法大師御影、四社明神画像修補	半鐘銘文
一七一三	正徳三年	大師堂半鐘寄進(金剛寺 快雄)	表具墨書
一七一五	正徳五年	御影堂の絹本著色弘法大師画像を藩主が修補	表具墨書
一七一六	正徳六年	藩主浅野吉良、常灯明料として毎年米二石寄付	塔銘文
一七一七	享保二年	前の唐松堂建立	鉢銘文
一七三八	元文三年	観音堂前の宝篋印塔造立	
一七四〇	元文五年	浄水鉢施入(上徳良村金行氏)	
一七五〇	寛延三年	金剛寺が全焼	
一七五三	宝暦三年	僧常操、両界曼陀羅修補	

一七五五	宝曆五年	常操、法界塔造立	
一七六二	宝曆十二年	大乘妙典六十六部供養塔造立	
一八〇九	文化六年	「今高野山由来記」が記される	
一八一八	文化十五年	この頃安楽院で寺小屋が開かれた	
一八二〇	文政三年	「国郡誌御用ニ付山内由緒書出帳控」が記される	
一八二二	文政五年	吉田源之丞により、大坦、脇机、礼盤、磬台が調製される	
一八二三	文政六年	浅野家が当山参拝	
一八二四	文政七年	弘法大師御影が修補される(松平斉堅六)	
:	:	絹本著色「四社明神」(町重文)、「釈迦十六善神」(県重文)を修補	表具墨書
一八二六	文政九年	紙本著色「日天像」「月天像」修補	表具墨書
一八二八	文政十一年	総門仁王像を修補彩色	
一八二九	文政十二年	観音堂前立木像十一面観音一躯寄進	
一八三一	天保二年	高祖大師行状記絵曼陀羅三幅施入	
一八三二	天保三年	丹生・高野明神拜殿再建立	表具墨書
一八三六	天保七年	安楽院灰部屋より出火、成道院、福智院、正満寺学問処焼失	古記写
一八四〇	天保十一年	紙本著色弘法大師御影軸修補	
一八四四	天保十五年	福智院湛隆上人、成道院即到により、両院再建立の寄付集め	再建立寄付帳
一八四六	弘化三年	福智院本堂再建立	建立棟札
一八四七	弘化四年	福智院の太鼓寄進	太鼓墨書
一八四八	弘化五年	観音堂前石灯笼一对寄進	灯笼刻銘
一八五一	嘉永四年	安楽院本堂灯笼一对寄進	
一八五三	嘉永六年	福智院山門屋根再造	
一八六九	明治二年	回天神機隊絵馬奉納される	
一八七二	明治五年	太政官符により今高野山廃寺処分、明神社は分立	
一八七六	九年	成道院を甲山小学校とする	
一八八八	二十一年	金剛寺を福智院に合併、成道院を安楽院に合併、世羅町徳市の広福寺を安楽院に合併	
一八九七	三十年	多田道子女史、安楽院で裁縫所を開く	
一八九九	三十二年	今高野山は、安楽院、福智院の二ヶ寺となる	

西 暦	元 号	主 な 事 暦 の 記 録	出 典
一九一一	：四十四年	水大師堂再建	願文
一九二二	大正十二年	本堂大修理	
一九二五	大正十四年	水屋再建	
一九二八	昭和三年	本尊十一面観音立像二体、国宝指定	
一九三一	：六年	神の橋新架橋	
一九三三	：八年	鐘樓を再建立、(元の鐘樓は、別迫播磨へ移築)	
一九三五	：十年	十一面観音像を修理、体内より延喜通宝十枚発見される	
一九三六	：十一年	安楽院の大日如来坐像、弘法大師坐像修理	
一九四一	：十六年	福智院住職高橋頭正、安楽院を兼務	
一九四二	：十七年	福智院を龍華寺と改名	
一九四七	：二十二年	古義真言宗別格本山に昇格	
一九五〇	：二十五年	龍華寺本尊十一面観音菩薩立像二躯が国の重要文化財となる	
一九五二	：二十七年	西国寺派となる	
一九五二	：二十七年	今高野山が「広島県史跡」指定を受ける	
一九五三	：二十八年	御影堂の絹本着色弘法大師像が県重文に指定される	
		木造大日如来坐像が県重文に指定される	
		金銅製独鈷及び三鈷が県重文に指定される	
		結界石三基が県重文に指定される	
		御影堂前の唐松が県天然記念物に指定される	
一九五四	：二十九年	安楽院本堂の一部類焼	
一九五五	：三十年	安楽院本堂及び山門が県重文に指定される	
一九五七	：三十二年	栗島神社の鳥居が県重文に指定される	
一九五九	：三十四年	今高野山繪門(仁王門)が県重文に指定される	
一九六一	：三十六年	塔の岡に普門閣が建設される	
一九六四	：三十九年	醍醐派となる。安楽院本堂を御影堂脇に移築 丹生神社獅子頭が国重文に指定される	

一九六五	：四十年	丹生神社神像二体が町重文に指定される 文化財収蔵庫新築 磬及び磬架、木造八方天厨子、鉄製十二燈明台町重文に指定 塔の岡の五輪塔が町重文に指定される 今高野山に「憩の森」を造成 仏画修理始まる（五十二年完成）、神池改築 絹本着色釈迦十六善神像が県重文に指定される 求聞持堂跡に求聞持堂が再建される 観音堂、御影堂、護摩堂及び左記のものが町重文に指定される ・ 観音堂 鑿口 ・ 密教法具 ・ 金銅製仏舍利塔 ・ 梵鐘 ・ 木造不動明王立像 ・ 木造 不動明王坐像 ・ 木造仁王像二体 ・ 木造四天王像二体 ・ 絹本着色四社明神像 ・ 紺紙金字大般若経一卷 ・ 不動明王像 ・ 金地姫竹鶏図屏風 ・ 如来荒神像 ・ 紙本着色弘法大師像 ・ 両界曼陀羅 ・ 紙本墨彩龍雲虎竹図 ・ 仏涅槃像 ・ 紙本墨書大淀三千風俳諧 今高野山城跡に城館風展望台が建設される
一九六九	：四十四年	
一九七一	：四十六年	
一九七五	：五十年	
一九七八	：五十三年	
一九八三	：五十八年	
一九八四	：五十九年	
一九八八	：六十三年	

付表(2) 今高野山(十二院)の歴代住職について

住 侶	主 な こ と が ら	和 年 号	西 暦
〔愛染院 龍華寺〕 有忍大和尚	権大僧都法印、俗姓芸州粟尾肥前守(愛染院) 藤原朝臣元将の孫(安染院過去帳に記載あり)	天文八年十一月寂	一五三九
〔福智院 龍華寺〕 現任藤原良典 大僧正	高齢にもかかわらず今高野山龍華寺の法燈護持に努力しておられる	平成三年冬	一九九一
〔堅固院 金剛寺〕	西大寺諸国末寺帳に「今高野 大田庄 金剛寺」の記載あり、	明徳二年	一三九一

住 侶	主 な こ と が ら	和 年 号	西 暦
<p>勝惠 有照大和尚 有傳大和尚 有惠法印 有鏡法印 有慧阿闍梨 有深法印 快雄大和尚 英髓上人 定雄上人 栄雄上人 有翁上人 有真上人 慧教阿闍梨 光運法印 実深上人 義範上人 密禅律師</p>	<p>尾道西國寺不斷經修業勸進并上錢帳に「今高野勝惠」とあるは金剛寺の住侶か 有惠の師、七十四才で示寂、法印。金剛寺録開扉縁起十八灯明台の記録（弘治二年三月）に「有傳の代」とある 金剛寺二代、法印有惠墓の記録に、「元龜年中、権大僧頭法印有惠逆修」とあり。塔の岡の大岩に「ア—権大僧都法印有惠逆修」の刻銘あり（国立歴史民俗博物館研究報告第9集）金剛寺墓地五輪塔に「ア—為法印有惠三十三廻忌也 寛永□年三月六日敬白」とあり（同報告書） 有深の師、宇津戸地頭八幡神社棟札に「大僧都宥鏡、寛永八年三月……」とあり 慈憲 快雄の師、宇津戸地頭八幡神社棟札に「宥深、天和三年……」とあり 元禄十五年三月、観音堂再建棟札に「当主現住」の墨書がある。大師堂半鐘に「法印権大僧都快雄、正徳五年八月……」の銘がある。 堅固院中興、位牌あり 栄雄良順、宇津戸地頭八幡神社棟札に「法印字圓栄雄、享保五年九月……」及び「法印栄雄、寛延三年……」の墨書がある。墓あり 有真の師、権大僧都、墓あり 智等、四十六才、権大僧都、墓・位牌あり 権大僧都、墓・位牌あり 本郷村松屋の産、湛隆の弟子 真應、六十一才、義竹、文政十年福智院住職拜命 湛導上人の弟子、北の坊へ転住</p>	<p>文明三年六月 延徳二年五月寂 永禄九年三月寂 文禄三年三月寂 寛永九年七月寂 明暦四年十月寂 貞享四年九月寂 正徳三年四月寂 享保八年五月寂 宝曆三年七月寂 宝曆九年十二月寂 寛政三年一月寂 文化七年四月寂 文化十一年十一月寂 文政十年十一月寂 明治十年六月寂 明治十一年七月寂 明治十九年九月寂</p>	<p>一四七一 一四九〇 一五六六 一五九四 一六三二 一六五八 一六八七 一七一三 一七二三 一七五三 一七五九 一七九一 一八一〇 一八一四 一八二七 一八七七 一八七八 一八八六</p>
<p>宥性法印</p>	<p>成道院中興</p>	<p>貞享元年五月寂</p>	<p>一六八四</p>

有海法印 学円和尚 学峯法印 大法師覚円 大法師春雅 有巖法印 有暁阿闍梨 慈照大律師 有意法印 即到	当院三世 上原八幡神社棟札に「法印學圓、享保五年五月……」とあり。成道院四世、権大僧都、墓・位牌あり 成道院五世、権大僧都、墓あり 成道院学円の甥、墓あり 墓あり 上原八幡神社棟札に「成道院法印有巖、寛延三年……」とあり 祥光、尾道浄土寺より転任、成道院七世、墓あり 宇津戸箱、薬師堂棟札に「成道院有意上人、寛政十三年三月……」とあり。成道院八世、権大僧都、六十六才 寄付集帳に成道院即到の名がある	元禄三年八月寂 享保十年一月寂 享保十年七月寂 享保十四年十一月寂 享保十八年七月寂 寛延三年 天明八年二月寂 寛政四年二月寂 文政三年十二月寂 天保十五年	一六九〇 一七二五 一七二五 一七二九 一七三三 一七五〇 一七八八 一七九二 一八二〇 一八四四
--	---	---	--

〔福智院〕

〇〇律師心好 覚弁法印 有重法印 重仙大和尚 有泉法印 快雅上人 快意上人 快雲和上 快演法印 泰円法印	川尻神社(備後河尻社)二の宮の板絵御刃刀の像裏墨書に「……今高野山福智院〇〇〇 〇〇律師心好……」とあり(広島県史古代中世資料編Ⅳ) 真瀬喜右衛門尉宛、今高野山年行寺、福智院法印覚弁の「請取申寄進料之事……」(伊尾吉岡猪久馬家文書)に「福智院法印覚弁 花押」とある。 唐鍾鉢の笈に「奉寄進今高野山御影堂常住物為寿福増長二世安樂祈處如件 于時永禄七天・五月廿一日福智院住寺権大僧都法印重仙」とあり 権大僧都、聖経の箱底の墨書あり。また護摩堂本尊不動明王坐像に「奉再彩色……永禄十二年、願主法印重仙……」と墨書。磐架台裏に「元亀四年、法印重仙」の墨書 位牌あり 権大僧都、墓・位牌あり 墓・位牌あり。井原八幡神社棟札に「龍華寺大和尚快意、元禄四年九月……」とあり。また上原八幡神社棟札に「法印快意、元禄十三年九月……」とあり 権大僧都法印、墓・位牌あり 阿闍梨、墓・位牌あり 栄雄の弟子、権大僧都、墓・位牌あり	明応六年十二月一日 弘治二年四月 弘治二年十月寂 天正七年五月寂 寛永二十年十一月寂 元禄十年五月寂 宝永四年七月寂 享保八年一月寂 享保十五年二月寂 寛保三年六月寂	一四九七 一五五六 一五五六 一五七九 一六四三 一六九七 一七〇七 一七二三 一七三〇 一七四三
---	--	--	--

住 侶	主 な こ と が ら	和 年 号	西 暦
栄範大法師	泰円の弟子、位牌あり	寛延元年十月寂	一七四八
有恵法印	幸賢、中興権大僧都。聖神社棟札に法印幸賢、宝曆玖年……」とあり	宝曆十三年六月寂	一七六三
真照法印	権大僧都、位牌あり	明和六年九月寂	一七六九
祥瑞上人		安永六年一月寂	一七七七
有全法印	権大僧都、快道、墓あり	寛政六年十月寂	一七九四
如實法印	聖神社棟札に「今高野山福智院権大僧都法印如實、文化三年八月……」とあり	文化三年八月	一八〇六
瑞巖上人	即成の弟子、実如、墓・位牌あり	天保三年	一八三二
栄順大和尚	本郷亀屋の産、七十一才、弘化四年に安楽院再建、瑞巖	弘化四年十一月寂	一八四七
湛隆上人	東上原、松井の産、六十七才、脇恵心、墓・位牌あり	文久三年十月寂	一八六三
亮撰上人	橋姓、西上原河内の産、福山光明院先師、真乗、墓・位牌あり	大正四年九月寂	一九一五
顕正上人	高橋姓、権大僧正（安楽院住職も拝命）	大正十年十一月寂	一九二一
		昭和五十七年七月寂	一九八二

〔安楽院〕

有遍上人	安楽院墓地に鎌倉末期の形式の五輪塔の地輪が二基残っているが、当初からあったものかさだかでない。尚、安楽院本堂の根石にも五輪塔の一部が使われている。	慶長十二年七月寂	一六〇七
宥清法印	安楽院中興、権大僧都法印、位牌あり	寛永八年五月寂	一六三一
宥實法印	権大僧都、五輪墓あり「為……寛永八年 五月朔日」	明暦二年九月	一六五六
有雅法印	井原八幡神社棟札に「今高野山法印有實」とあり	寛文十三年二月寂	一六七三
亮雄法印	地頭八幡神社棟札、承応四年三月及び寛文七年九月のものに宥實の名がある。又、上原八幡神社棟札にも「明暦二年九月、法印有實……」とある。五輪墓あり	宝永二年十二月寂	一七〇五
如海上人	上原八幡神社棟札に「延宝六年八月、法印有雅……」とある。権大僧都、位牌あり	享保元年二月寂	一七一六
	世良彦八幡神社棟札に「元禄七年八月、大和尚亮雄……」とあり、又、井原八幡神社の棟札にも「元禄八年七月、大和尚亮雄……」とある。西上原良八幡神社の棟札には「元禄十二年四月、権大僧都法印亮雄（安楽院五世）」とある	元文四年一月寂	一七三九
	阿闍梨、律師、墓・位牌あり		

付表(3) 今高野山龍華寺所蔵主要文書目録

No.	文書名	年号	西暦
1	丹生神社獅子頭額裏銘	正安三年	一三〇一
2	木造大日如来坐像胎内銘	元亨三年	一三二三
3	結界石刻銘	建武五年	一三三八
4	粟島神社石鳥居刻銘	康暦二年	一三八〇
5	観音堂十八灯明台脚部鑿銘	弘治二年	一五五六
6	聖経箱大僧都法印重仙墨書銘	永祿七年	一五六四
7	護摩堂不動明王坐像墨書銘	永祿十二年	一五六九
8	磬架墨書銘	元亀四年	一五七三
9	梵鐘銘	寛文七年	一六六七
10	寺西氏位牌墨書	寛文七年	一六六七
11	弘法大師堂(御影堂)建立棟札写	元禄十五年	一七〇二
12	今高野山縁起(義剛記)	宝永六年	一七〇九
13	雜記録	宝永頃	
14	今高野山記(常操記)	寛延頃	一七五〇頃

No.	文書名	年号	西暦
15	雜記録	宝曆十一頃	一七六一
16	開扉縁起(金剛寺録)	安永頃	一七八〇頃
17	今高野山由来	文化六年	一八〇九
18	寺社奉行江差出願書控	文化十年	一八一三
19	寺社奉行へ差出寺歴	文化十年	一八一三
20	国郡志御用ニ付山内由緒書出シ帳	文政三年	一八二〇
21	浅野家家老当山御参拜付記	文政六年	一八二三
22	金剛峯寺年中行事	文政七年	一八二四
23	寺領御寄附年号之寛	文政七年	一八二四
24	起立御改帳ひかへ	文政十三年	一八三〇
25	西備州世羅郡今高野縁起	弘化三年	一八四六
26	本堂莊嚴施寄の録(金剛峯寺現住真応記)	弘化四年	一八四七
27	本尊開帳の記録	弘化五年	一八四八
28	被定置條々	安政六年	一八五九
29	山内寺院住職剃髮願書永代記録	元文五年	一七四〇
30	坊宮儀者被廃止候事	慶応四年	一八六八
31	金剛寺明細帳	明治十三年	一八八〇

快深法印	小谷の大霊神社棟札に「延享元十月、法印快深……」とあり。権大僧都、墓・位牌あり	延享四年七月寂	一七四七
常操大和尚	良八幡神社棟札に「宝曆三年十二月、苾芻常操……」とあり。宝曆三年、「備州今高野山記」を記す。両界曼陀羅を修補。宝曆五年、「法界塔造立」。宝曆六年「大毘る遮那成仏開蔵記二卷」を著す。湛山の師、五十七才、広眼	宝曆十四年三月寂	一七六四
湛山大和尚	世良彦八幡神社棟札に「明和六年九月、湛山……」とある。墓・位牌あり	天明四年十二月寂	一七八四
即成大和尚	義山、宇津戸箱寺観音堂棟札に「権大僧都法印苾芻義山和尚……」とあり。福智院も一代、墓・位牌あり	文政二年十月寂	一八一九
實如上人	世良彦八幡神社棟札に「天保十四年六月、實如上人……」とあり	天保十四年	一八四三
即到大和尚	川尻村荒木の産、慶応二年二月住職。墓・位牌あり	明治十二年三月寂	一八七九
大英和尚	藤野義諦、福山藤野家の産、明治十三年成道院住職及び広福寺住職兼務時は藤野姓。安楽院住職の時は吉井大英	明治三十一年九月寂	一八九八
円隆和上	贈権大僧正、千林寺一代	昭和十七年十二月寂	一九四二

No.	文書名	年号	西暦
32	国郡志御用下しらべ書出帳	明治二十四年	一八九一
33	今高野山福智院明細帳	明治二十八年	一八九五
34	今高野山三堂等堂舎明細帳	明治二十八年	一八九五
35	今高野山古寺取調綴	明治二十八年	一八九五
36	観音堂等古堂取調書	明治中頃	
37	今高野山旧蹟	明治三十二年	一九〇九
38	今高野山開扉縁起		
39	今高野山記		
40	龍華寺略縁起		
41	龍華寺宝物帳		
42	安楽院明細帳		
43	安楽院廃絶次第		
44	今高野山境内図		
	寺外文書		
	。備後国今高野多宝塔供養願文章本 (尾道市浄土寺蔵)	元亨三年	一三二三
	。請取申寄進料之事(甲山町伊尾 吉岡 猪久馬蔵)	弘治二年	一五五六
	。福智院・成道院再建立寄進帳(甲山町 寺地文人蔵)	天保十五年	一八四四

〔参考資料〕

(一) 今高野山縁起 宝永六年(一七〇九)僧 義剛 記

吾大

勸請紀伊国高野

靈神崇敬股拍漢

粉鎮将仍山号今

高野山當寺曰金

剛寺

「今高野山縁起」

堅固院記

備之後州堅固院金剛寺 高祖弘法大師

今高野山愛染院龍華寺 弘仁十三年開基

天和三年御室末寺成 天明三卯迄百二年成

当国太守重晟

備……

惟我日域也者昆盧遮那之本邦而寸
土尺地無非真言瑜伽所宜之處也但
其時運有通塞之珠因縁有厚薄之差
故致勝区絶境頭臨難期名藍甲利夷
隆不常君子於是亨不得不慷慨而含
毫厲振古然也今胡不然備之後州世
羅郡今高野山者蓋曩祖弘法大師啓
迪之地也伝道弘仁十三年大師觀光
之次憩息近村有所感而尋茲山岫之
幽得救世大悲之小像乃知往昔蓮宇
之蹤也更親刻觀世音尊容一軀安厝
道場堅三密之法幢掲両部之慧日仏
堂神祠之興僧舎賓廡之設日月蕃阜
比為權輿也山上十二宝坊龍華金剛
為之稱首復有延寿智泉円満福智西
福安楽大乘成道一乘普門之号乃流

派誥蕩枝葉扶疎遐方隣県寺塔菴廬
 属其門下者数百応以擬南嶽教風之
 盛土人呼為今之高野宜牟文治三年
 後白河道皇置南嶽大塔修法僧一百
 四十員以州之大田莊契以永世充其
 用費今高野徒荐妨其貢賦連歲不已
 主者患之本山下令禁奸暴兩黨相拒
 戰闘今高野徒敗績銜壁所害秘者多
 輪之南嶽応永二十三年堂塔寺宇悉
 皆回祿二十五年命復之明応二年之
 災觀音堂大師影堂神祠及金剛寺並
 為鳥有三年有重興之命和知信州太
 守監護儒天文九年春二月十六日兵
 燹伽藍及愛染院龍華寺堅固金剛寺
 皆燒弘治二年夏六月和知右衛門太
 夫豊將奉命營伽藍與金剛寺龍華之
 址遂廢牟相次遇喪乱之際財產奪干
 兵卒莊田没干權豪山門凋弊人法就
 荒十二区院既失其八慶長十一年福
 嶋左衛門大夫正則行州投宿安樂院
 嘆陳迹之將熄歲頒俸□□□安樂
 □□□金剛福智成道谷□□牟寛文
 十年冬十二月国君沿旧例賜扶助之
 帖元祿十三年春三月火干金剛寺延
 及觀音堂大師堂不動堂未幾有命再

建至十五年五月三宇落成十六年金
 剛寺成其費亦資州府之賑既往時有
 宝塔求聞持堂等今唯基砌存而已又
 旧米只呼今高野山無寺院之号近以
 愛染院龍華寺為之惣称大師在日自
 晝真影一鋪永留茲場為婦人女孺不
 得登攀南嶽者作結縁之計又有大師
 平昔所持鈴一口其響清雅奕葉珍藏
 縑素欣載其餘古物重器山誌寺譜散
 逸不可尋其欲覩千歲與襄之實斡掌
 握而得乎覽古懷旧之士特以為遺憾
 鳥向者□□□主□鏡閣梨實其寺
 僧記所聞諸故老者一紙懇需以叙錄
 事情之艱末時屬鞅掌不遑操□堂堂
 蟾烏忽換萎葛雖慙吳劍之空懸庶幾
 金諾之不渝聊課庸厓綴斯篇云

南嶽沙門義剛揮筆於所住之西清
 宝永六年孟春之日

(語尾に付記あり)

森家乱世時寺院悉滅

愛染院龍華寺 延寿院 福智院 西福院 成道院 一乘院

惣門

堅固院金剛寺 智泉院 円満院 安樂院 大乘院 普門院

○求聞持堂跡今名宝珠丸

○宝塔地今名塔岡

慶長十一年正則公給寺領五十石印

寛永十年冬十二月彈正公時名光農公依旧給国印

○憩息近村有所感文 於弘仁十三年大

師暫休東神崎里時有具一切功德慈

眼視衆生福聚海無量是故応頂礼之

聲自東來所以大師知從 東当有觀音

靈地尋入此山果感觀音小像在岩窟

彼所休處今遍照寺是也

○龍華金剛為之称首文 愛染院龍華寺

守護大師堂堅固院金剛寺守護觀音堂

兩寺各給四拾貫以為寺領

○屬其門下者數百文 於当山西有多寺作町

此寺皆当山子院也今無一寺故為村

名矣又於伊尾庄下津谷有十二坊以屬

当山今尚有其旧跡安樂坊其一也

○応永二十三年回祿同於二十五年命復之

明応二年 応仁乱末也 細川勝元ト山名宗全トノ合戦有リ

此ノ炎上ハ兵火 不分明ナラ

金剛寺明神ニ社焼失

同三年和知信濃守家實受命伽藍重興

○天文九年春二月十六日巳刻 尼子焼 雲州富田ノ城主尼子伊予守晴久

愛染院焼失此時滅此寺本尊有リ金剛寺ニ

弘治二年夏六月和知右衛門大夫豊將 喜左村有豊將遺跡

奉命重復 從天文九年経十七年

○元禄十三年春三月二十日夜 金剛寺ヨリ出火三堂

焼失金剛寺書物失

同十五年松平安芸守綱長公再建今堂社是也

普請奉行龍神基太夫知行式百石

○大師自画真影 有重絹三枚自画

各現真影謂以之配南山善通寺及当山

之説於異国受五筆和尚之称実

聖者所為非凡人所量也

御影表具損故 浅野但馬守新之 御入部ノ時自被仰

體國院殿復據先規再修飾御影 正徳五乙未天十月一

常燈明料毎歳米二石宛正徳六丙申年

本尊

吉長公御寄付有之永被供 高祖 即

不動

給御寄付之書也

○御玉明神

此明神本為預州武士後來当所

建立当山ニ王門又飯預州訓国主

主顯怒而打首後種々成障由

尊御玉明神今現在預州

右尾道屋幸藏口説

※「義剛」

義剛は、高野山の学僧で字は依順房、豹隠子と号した。俗姓河崎氏といひ和泉

木島の人。正徳五年釈迦文院で寂す。

(一) 備州今高野山記

常操述

夫葦原中列亦名大日本國宗廟稱大日靈尊祖號遍照金剛尊是密教流衍之勝利依正人法契當自然法爾者乎是以無處不玄聖所遊之地亦能靡不依此見見沙界也與備州今高野山三密瑜伽靈場去陽太守祈願寺跋城兩日程高山奇擬峙南清河潺湲繞北松杉森矗幽邃窈窕嘉木芳草盈溢泉流常燈期三會池水澄定心長橋懸霓瀑布拂塵宝塔冲天孤峯鎮广尼四達透開山百折實斯天僊之所都遺世翫道者所託也往昔高祖涉覽之日憩息隣暨照見此祥雲留客異光四散乃生希有心尋至山岫感應不廓乍獲十一面觀自在菩薩小像妙相端嚴偉儀時特尊大悅拜焉□是曾大悲道場更自□慈愍金剛尊容藏先像於中復親画自真影遺之併是為鎮護國家極濟黎元以成無上覺位兼尼女之不克攀登南嶽者使投步広得益之玄猷也遂乃伽藍輪奐院宇宏麗山上十二宝坊龍華金剛延壽智泉円満福智西福安樂大乘成道一乘普門是其号遐邇瀕村落屬門下數百箇焉古無有寺院号也對紀南嶽呼名今高野山後加龍花寺愛染院為之總称別無本山後以皇都仁和寺一品親王為斯之預嗟時乎永二十三年遭干回祿伽藍悉燒失也同二十五年由命營構又明心二年之災罹於諸堂同三年和知信州太守家實奉此造立又天文九年二月十六日雲州尼子對毛利與甲兵至此放火余燹亦速梵宇弘治二年六月命和知右衛門大夫豊將使之經營爾來爭乱莫止人法就荒莊田屬他繪肯後教書秘書靈密等悉滅没也今所遺者仏舍利一粒御請來鈴一口清韻和雅殊秘納于庫中伝聞当山靈器多移于南嶽於是乎十二区院失其八矣慶長十一年福嶋左衛門大夫正則公登山宿安樂墓千古之玄蹤歎洪基之將頤賜帖每歲頒五十石謂安樂院二十石金剛福智成道三院各十石以充永代供給相統 当国前太守天心院殿不遺旧例更添一帖世祿况且修補高祖真影安是祖堂其後元禄十三年春三月火金剛寺道炎延及諸宇由頭妙院殿之命與隆之伽藍漸復本矣同十五年五月落慶供養其後體國院殿復據先規再修飾御影其說愍愍更正德六年賜寄付之帖新饗常燈樹室於殿前永期無窮夫在千載之下知千載之古依實道之器顯然如對明鏡也君子所業宜矣予宝曆三癸酉

雖云奥廢異時名藍儼然平是乃自非仏祖加被太守外護則者如何其得然也歲季秋巳干遍籍籍太守聽許住当山安樂院固視旧記或文馭雜或體裁刪不獲已撮要刪繁以此篇遺後世云

普門閣一字 影堂一字

護摩堂一字 鐘樓一字

明神本社二字 拜殿一字

前有池水長橋懸覽

摩利支天一字 燈樓一字

華表 一基 宝塔一基

山門 一字 唐松堂一字

閑伽水室一字 十王堂一字

壇上有池水中寫安善女龍王有社一字

塔岡 古有三級大塔今但存基趾而已 又有願主石牌年古失字

宝珠之丸 石室 古求聞持堂

伝説古大師籠宝珠於此而修聞持故名

今謂大師承和年中いち山納宝珠蓋類此乎

壇上有大界外相標石 残三基 其營造建武五年九月八日也

定知古当山如律之僧侶而大衆集會時結界修法

彼高祖棲息之地在西(東)神崎村今号遍照寺

当山門末也

(以上は宝曆三年安樂院住侶 常操和尚の記録)

(二) 国郡志御用ニ付山内由緒書出シ帳

文政三年辰八月

国郡志御用ニ付山内由緒書出シ帳

世羅郡甲山町 今 高野山

世羅郡甲山町 真言宗

今高野山愛染院 竜花寺

一、当山を今高野山と唱ふ所以ハ真言護法の鎮守を高野明神といふ、其御神の鎮座ましますを以て高野山とよふ、南紀の高野山にまごうを以て今の字を加へられたり、

一、当山むかしは十二院ありて八院は天文年中に廢寺となる、十二院の貫主を堅固院金剛寺、愛染院龍華寺といふ、金剛寺は今存す、愛染院は天文九年絶へぬるを中古より一山の惣号となしぬ、

本尊愛染明王なるを以て院号とす、今其尊像金剛寺に安置す、竜花寺の号は慈民乃下生竜花の暁は期給ふ高祖大師の密意なるべし、

境内坊舎

一、金堂

金剛寺抱

本尊十一面觀世音菩薩 二 鉢 立像

一尊 御丈 五尺五寸 弘法大師の作

一尊 御丈 五尺 春日の作

脇侍 多聞天 增長天

持国天 広目天

本尊ハ秘仏ニテ三拾三年テ歴て開扉

一、高祖大師御影堂 四箇院年番抱

本尊ハ弘法大師自画ノ真影

弘法大師木像 一 鉢 真如親王ノ作

同 一 鉢 作不知

般若十六善神画像 一幅 筆不知

護法四社明神画像 一幅 筆不知

三國伝燈八祖師ノ画像八幅 同

御当家後代々尊牌

一、護摩堂 四箇院年番抱

本尊不動明王 座像

脇侍愛染明王 座像 作不知

如来荒神 同 同

觀音木像 三拾三体

四大明王并十二天ノ画像

一、鐘樓堂 堂燈明堂 唐松堂

宝篋印塔 多宝塔 法界塔

閼伽井 淨水鉢 結界石(建武五年戊寅九月トアリ)

一、鎮守護法丹生大明神 一社

同 高野大明神 一社

祭日九月十六日

神殿 拝殿 花表石 御手洗池

輪橋(長七間 陌八尺)

一、摩利支天 一社

一、善女龍王ノ祠 一社 但池中ノ島ニ在

廢寺延寿院跡

一、地藏堂

本尊地藏菩薩 立像

脇侍 十王 木像 各作不知

一、丹生高野兩大明神影向石

一、荒神ノ祠 花表石

一、惣門 金剛 那羅延 木像二体 作不知

寺院

一、老ヶ寺 京都仁和寺末寺堅固院 金剛寺

寺領 十石

本尊阿弥陀如来 座像 作不知

客殿方丈建 庫裡 門

開基不知中興定雄 文安年中住ス

宝物

弘法大師筆如来荒神像 一幅

同 大般若経 一軸

竜花寺本尊秘仏

弘法大師作愛染明王 一体 三拾三年ノ開扉

鎮守稻荷大明神 一宇

祭神 倉稻魂命 祭日八月十五日

本地如意輪観音

神殿 花表

一、老ヶ寺 同寺末 安楽院

寺領二十石

本尊大日如来 座像 作不知

客殿 方丈建 庫裡 門

開基不知 中興宥遍 慶長年中住ス

鎮守巖島大明神 祭日六月十七日

祭神市杵島姫命 本地弁財天

神殿 花表

一、老ヶ寺 同寺末 成道院

寺領十石

本尊白衣観音 座像 作不知

客殿方丈建 庫裡 門

開基 不知 中興宥性 明暦年中住ス

鎮守金毘羅大権現 祭日六月十日

祭神 金山彦命 本地不動明王

神殿 花表

一、一ヶ寺 同寺末 福智院

寺領十石

本尊不動明王 立像 作不知

脇侍 二童子

客殿 方丈建 庫裡 門

開基不知 中興宥重 弘治年中住ス

鎮守 天満宮 祭日六月廿五日

祭神 菅右丞相 本地十一面大士

廢寺並廢跡

一、廢寺 八ヶ院

竜花寺愛染院 延寿院 西福院 一乗院

普門院 大乗院 円満院 智泉院

右八院ノ内七院天文四未迄法脈相承、同年已後廢寺となり

竜花寺愛染院ハ同九年焼失、以來廢寺となりぬ

一、求聞持堂ノ跡 宝珠ガ丸

一、五重塔跡 塔ノ岡

今五輪ノ石塔一基アリ

一、楼門ノ跡 鳥居ノ木

一、観音ノ岩窟 山上ニアリ麓ヨリ三丁余

古樹木

一、唐松 一本 廻り七尺余

此唐松大師当山開基の砌植給ふとて、古木枯れば必ず新樹生ず、先ノ唐松ハ享保元甲三月枯れて基木唐松堂に有り、今の松は享保二酉年生ひて今年百四年ニなりぬ

一、紅葉 一本 廻り五尺余

一、大師袈裟掛け松 一本

此木も右唐松に等しく古木枯れば又新木生ず、今の樹はさのみ巨樹にあらず。

御影堂宝物

一、釈迦分身舍利一粒 大師入唐請来

舍利塔海福院殿御寄附

一、松虫鈴 一口 同前

一、閻浮壇金毘沙門天 一体

一、大師御作弥勒菩薩 一体

一、同 不動明王 一体

一、同 御所持ノ五鈷 三鈷 独鈷

縁起の大意

抑当山開基の濫觴を尋ぬるに聖主五十二代嵯峨天皇の御宇弘仁十三年壬寅のとしと聞こえぬる春高祖大師諸国化度のふし、今東神崎の里に遍照寺と伝へける庵室に行圓と云へる沙弥住めり、そか庵に宿をもとめて修行ましましける。折ふし東なる山の峯より光輝明々としててりて、慈眼視衆生福衆海無量といふ声聞えけれ

ば大師奇異におもひ給ひ、光明をつたひて此山上に登り給ふ。時に真言護法の高野明神石上に現し給ひ、此山は往古観音の淨刹にして山上には救世の慈尊ましまし永く密教相應の地なり、尊者はやく一字道場をひらきて澆季の群生を度せよと託しいふ大師歡喜し山上の岩窟に至りて一寸二分金銅十一面薩睡の尊容を拝し給ひ、むべなるかな此地ハ往昔観音の靈跡あきらけしと自ら御丈五尺五寸大悲の尊像を造立し給ひ、山上の靈像はその御髪に納め給ひて麓に一場の梵宇を開き金堂の本尊に安置し給ひぬ

右大明神出現の地は御影向石と云ひ、観音ましましける窟今に顯然也、然して山を今高野山と称へて十二の院七堂の伽藍巍々といらかを並べ三密の法燈昭々として無明の闇を照らし瑜伽の法水湛々として煩惱の垢を除く、また御影堂高祖の真影は大師不惑の寿像にして自画の尊像なり、まことに本朝に高祖大師の靈跡あまた有りといへども当山ハ南紀の舊丘になぞらへ給ふ靈場也、然るに星霜うつりかわりて應永廿三申年回祿の患に罹りて旧記宝物等大概空敷なりぬ、同じ廿五年再建ありて明應二丑年再び焼失し、同じ三年和知信濃守家實修理せり、天文九子年上原尼子合戦のみぎり兵火にかかりて三度祝融のうれへあり、此時より貫首の竜花寺絶へたり、其後延寿 西福 一乘 普門 大乘 圓滿 智水の七院は天文四年の頃より連々絶へて漸やく金剛 福智 安樂 成道の四院残れり 其後弘治二辰年和智右金吾豊将再建有りて、又元禄十三辰年四度火災にあひぬるを御当代より造営し給ひて今に法燈を残せり

寺 領

一、往古は於大田庄三千貫給わり候由申伝え候

一、慶長年中寺領追々没取せられ寺院連々断絶之所

前大守福島正則公ヨリ五十石被遣候

一、御当代

自徳院様ヨリ先例之通五十石之御書被爲遺候

- 一、體國院様ヨリ正徳年中堂燈明御寄附被爲遊已来年々料米式石宛御寄附被爲遊候

法 会

- 一、正月元日 大般若経転読
- 一、月次二十八日 護摩供修行

右両様へ

大守様御武運長久國家安全之御祈祷ニ御座候

- 一、正月十六日 明神供 正五九霜月同前
- 一、同 十八日 金堂観音 牛玉會 從金剛峰寺出仕
- 一、月次二十一日 御影供
- 一、二月十五日 常樂会
- 一、三月廿一日より同廿三日迄 高祖大師花供養会
- 一、七月十四日、十五日 御代々尊牌前テ蘭盆会
但し十四日施餼鬼
- 一、十月朔日 郡中祈祷

属 金剛寺

御調郡宮内村

神宮寺

三谿郡敷地村

大楽寺

属 安楽院

世羅郡小童村

本願坊

同郡上徳良村

宝生寺

同郡徳市村

広福寺

同郡松崎村

福成寺

同郡伊尾村

安楽坊

御調郡和泉村

千林寺

甲奴郡矢野村

福泉寺

当山之条々右の通ニ御座候 以上

文政三年

辰八月 今 高野 山

Rise and Fall of the Administrative Temple of Ôta-no-Shô
in Bingo Province
—History, Priests and Cultural Properties of Ima-Kôyasan—

KURAHASHI Sumio

In the 2nd year of Eiman (1166), Ôta-no-Shô in Bingo Province (present Hiroshima Prefecture) was donated to Ex-Emperor Goshirakawa-In by TAIRA-no-shigehira, the son of Kiyomori. Later, in the 2nd year of Bunji (1186), the manor was donated by Goshirakawa-in to the Konpon-Daitôryô of Kôyasan, and remained a manor of Kôyasan until the Muromachi Period. The area of the manor's rice fields, at the time it was donated to Kôyasan, was about 613 chôbu(=approx. 1,500 acres), and the manor produced more than 1,838 koku (1 koku = about 180 liters) of rice as land rent.

A large number of contemporary historical documents concerning Ôta-no-shô in Bingo Province have been handed down at the Kôyasan Temple in Kishû (present Wakayama Prefecture). Since the beginning of the 1900s, many theses have been published on the management of the manor and on its cultural properties. However, few studies, except a few on its cultural properties and precious natural monuments, have been made into the Ima-Kôyasan, which was in character the administrative temple of Ôta-no-shô. The author, in this paper, looks at the history of the rise and fall of the Ima-Kôyasan, which is designated as a place of historic interest by Hiroshima Prefecture, and gives a brief description of the priests who lived there, and of its cultural properties.

Local document of the Middle Ages relating to the Ima-Kôyasan were destroyed in successive disasters. This being the case, elucidation had to depend on only the Kôyasan documents, other documents handed down outside of the temple, a small number of carved inscriptions or records in Chinese ink on cultural properties, and Engi (history) of the temple written later on. This scarceness of materials made a thorough investigation difficult.

In this report, the author first retraced the history of the foundation, prosperity and decline of the Ima-Kôyasan, then discussed the priests living in the temple, and gave a brief description of its cultural properties. At the end of the paper are included as data a chronological table of the history of the Ima-Kôyasan, a list of successive chief priests, and other ancient records handed down at the Ima-Kôyasan.